

## 令和7年第3回海陽町議会定例会会議録（令和7年9月11日）

### ○東議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。（午前9時29分）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

### ○東議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番富田議員、7番 小山議員を指名します。

### ○東議長

叶岡議員から議員の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。叶岡議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

### ○東議長

異議なしと認めます。したがって、叶岡議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

日程を配布します。

### ○東議長

追加日程第1、叶岡議員の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、叶岡議員の退場を求める。

（叶岡議員 退場）

### ○東議長

事務局に辞職願を朗読させます。

中野議会事務局長。

### ○中野議会事務局長

朗読させていただきます。令和7年9月10日、海陽町議会議長 東議長 様。海陽町議会議員 叶岡 徹。辞職願。この度、一身上の都合により、令和7年9月10日付をもって、議員辞職をしたいので、許可されるように願い出ます。以上です。

○東議長 お諮りします。叶岡議員の議員の辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。したがって、叶岡議員の議員の辞職の件を許可することに決定しました。

本会議を休憩します。(午前9時35分)

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午前9時36分)

改めまして、ただいまの出席議員は13名です。

○東議長

日程第2、議案第51号、決算の認定についてを議題とします。

まず、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び…休憩します。(午前9時39分)

(前川代表監査 入場)

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午前9時39分)

日程第2、議案第51号、決算の認定についてを議題とします。

まず、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化判断比率について、総務課長に説明を求めます。

浦川総務課長。

○浦川総務課長

議案書3ページ、議案第51号、決算の認定にあたり、令和6年度の一般会計及び企業会計を除く特別会計の決算の概要。

タブレットでは、カレンダーの9月11日、第3回定例会をお開きいただきまして、ファイル名は、令和6年度一般会計・特別会計決算資料(定例会用)をお開きいただきまして、

こちらの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

令和6年度決算の概要についてでございますが、年々厳しくなる財政運営を示すように、留保財源を財政調整基金に積み立てする額は減少する一方、地方債現在高は6年ぶりに増加、昨年度より約10億円増加に転じました。海陽町の財政状態は、簡潔に表現いたしますと、貯金はあるが、借金も多い状態でありまして、決して楽観視できないものでございます。このような状況の中、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震を教訓とした防災対策の強化を図るとともに、行財政改革の重要項目のうち、公立幼稚園と保育所を再編、特養海南荘指定管理者制度導入、町立宿泊施設の存続など、困難な課題の方向付けを行ったところであります。また、ふるさと納税の収納額が過去最高記録、令和7年度に制度の最終を迎える合併特例債の基金を創設するなど、今後のまちづくりに向けた財源の確保に取り組み、多くの方から選ばれる町を目指しているところでございます。

資料2ページでございます。1、一般会計の決算状況でございます。1、歳入総額は97億705万8千円。2の歳出総額は92億4497万3千円。歳入歳出差引額は4億6208万5千円でございました。4では翌年度へ繰り越すべき財源で、繰越明許費繰越額5770万6千円。こちらは令和6年度から令和7年度へ繰り越しする事業に必要となる一般財源の総額でございます。3番の歳入歳出差引額から先ほどの繰越明許費繰越額を差し引きました後の実質収支額は4億437万9千円で、こちらが令和7年度へ繰り越す実質的な繰越金でございます。

3ページでございます。(1)歳入の状況でございます。主な点についてご説明申し上げます。1の町税は令和6年度決算額7億157万7千円で、歳入に占める構成比は7・2%でございます。2の地方譲与税は1億8581万6千円で決算額でございました。右に移っていただきまして、地方譲与税の増収項目としましては、森林環境譲与税が令和6年度より全額譲与されることに伴いまして、昨年よりも3494万4千円増加の1億2277万2千円となっております。9の地方特例交付金でありますが、6年度決算額2903万5千円で、昨年より増減率が1641・8%の増となっております。右の方では、地方特例交付金の増収項目としまして、定額減税減収補填特例交付金が2741万4千円ございました。こちらは、個人住民税における定額減税実施に伴う地方公共団体の減収を補填するものでございました。続いて10番の地方交付税でございます。6年度決算額は44億3920万2千円で、歳入に占める構成比は45・7%でございます。右に移っていただきまして、地方交付税の普通交付税は38億3080万8千円で、前年度よりも8203万6千円増収となっております。こちらは、令和6年11月に国の補正予算によりまして追加交付された要因でございます。14番の国庫支出金でありますが、6億2976万7千円の決算額でございました。右に移っていただきまして、増収の項目でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が昨年よりも8154万2千円増加の2億573万6千円でございました。こちらは定額減税補足給付金や商品券発行事業などによる交付金でございました。続いてのデジタル基盤改革支援補助金は2229万3千円の決算でありまして、基幹業務システムの標準化

に係る補助金でございました。続いてのデジタル田園都市国家構想交付金は、昨年よりも1555万2千円増の2503万9千円でございました。内容は自治体アプリ導入事業の補助金などがございました。続いて17番の寄附金ですが、決算額は2億1161万8千円でございます。右に移っていただきまして、寄附金の増収項目としまして、ふるさと納税寄附金が昨年よりも3131万3千円増の2億991万8千円でございました。過去最高額でございまして8096件の収納でございました。

続いて4ページでございます。20番の諸収入ですが、決算額は1億473万9千円でございます。右の方では増収項目としまして、B&G財団助成金、昨年よりも2200万円増の2500万円の決算でございます。子どもの第三の居場所づくりに対しての助成金でございます。続いて、21番の町債は18億4165万9千円の決算であります。昨年よりも202・6%の増でございます。右の方ですが、町債の増収項目には、未来まちづくり基金積立事業債7億2810万円。こちらは合併特例債を活用したものでございます。それと防災行政無線システム改修事業債、昨年よりも5億7510万円増の5億8700万円。次の海部消防組合庁舎整備事業債は、昨年よりも5330万円増の5410万円などがあつた要因でございます。

続いて5ページでございます。第3表の税収入の状況ですが、税目別に内訳を掲載させていただいております。令和6年度の個人町民税は決算額2億4645万2千円で、昨年よりも6・0%の減となっております。定額減税の影響などによるものでございます。その結果、税収は7億157万7千円の決算で、昨年よりも2230万8千円の減収でございました。

続きまして、6ページからでございます。第4表の町債の状況は、事業別の起債の発行額を掲載をいたしております。

7ページでは、土木債の道路メンテナンス事業債が現年分と繰越分にございます。こちら、橋梁修繕や町道玉笠線奥谷トンネルの修繕によるものでございます。消防債では、海部消防組合庁舎整備事業債、緊急防災減災事業債、また緊急自然災害防止事業債を充当しております。高台移転によるものでございます。

8ページの諸支出金債は、未来まちづくり基金積立金で、合併特例債7億2810万円の発行でございます。

続きまして9ページでございます。2の歳出の状況でございます。目的別に掲載をいたしております。主な点につきましては、2の総務費10億5691万円の決算額でございます。右の方に移っていただきまして、総務費の増加項目では、海陽町自治体アプリ導入事業に2671万9千円。住民情報システム標準化移行業務委託料が2229万3千円。2業者の会議ペーパーレス関係経費1061万8千円。こちら職員・議員用のタブレット購入などの経費でございます。このような決算がございました。4の衛生費は7億5504万6千円の決算で、右の方に移っていただきまして、衛生費は増加項目では、海南病院の繰出金が昨年よりも2720万円増の2億5220万円。一方、減少では、海部郡衛生処理事務組合負担金、

塵芥処理費が2836万5千円減の1億6924万4千円の決算でございます。こちらは施設の修繕費の減少などが要因となっております。

続いて10ページでございます。6の商工費ですが、決算額は3億5987万5千円でございまして、右に移っていただきまして、商工費の増加項目は、漁火の森・宍喰温泉施設指定管理料が3500万円。こちら令和6年度から新たに支払いの開始となったものでございます。続いて、8の消防費は10億4953万2千円の決算でございました。右に移っていただきまして、消防費の増加項目は、防災行政無線システム設備整備事業が、昨年よりも5億7512万5千円増の5億8709万5千円。海部消防組合負担金が、昨年よりも551万1千円の増の3億344万5千円。本部庁舎高台移転に伴う増加でございました。

続きまして11ページでございます。第6表の一般会計性質別歳出決算額でございます。性質別に仕分けをいたしまして掲載をさせていただいております。令和6年度の1、人件費は決算額12億853万1千円でございます。右に移っていただきまして、人件費の増加項目としましては、期末勤勉手当が3761万円、昨年より増加の2億1416万1千円でございました。こちらは人事院勧告によります職員給与費の改定によるものでございました。続いて、5の補助費ですが、決算額16億8881万6千円でございます。右に移っていただきまして、補助費の増加項目は、下水道事業会計繰出金が2億3700万円の計上でございます。下水道事業会計が企業会計移行によるものでございます。こちら令和6年度からでございまして、従前は繰出金で歳出をしておるものでございます。続きまして、7の積立金は決算額10億3732万7千円でございます。右に移っていただきまして、増加項目では、未来まちづくり基金積立金7億6650万円。合併特例債によるものでございます。次の森林・林業活性化基金積立金は、昨年よりも4400万円増の4400万1千円。こちらは現年分の造林事業などの減少に伴いまして、未充当分を積み立てするものでございます。

続いて12ページでございます。12番の投資的経費は決算額14億8710万5千円でございます。右に移っていただきまして、投資的経費の増加項目は、防災行政無線システム設備整備事業は、昨年よりも5億7512万5千円増の5億8709万5千円。道路メンテナンス事業、町道玉笠線奥谷トンネル修繕は、昨年よりも3008万5千円増の5209万円の決算などによるものでございます。

続いて13ページでございます。3の主な財政指標等でございます。地方債現在高は、令和6年度は68億9877万3千円でございます。昨年と比較しまして10億403万8千円の増加となっております。主な増加要因としましては、未来まちづくり基金積立金の7億2810万円の起債の発行、防災行政無線システム改修事業は5億8700万円の発行があったためでございます。こちらは令和5年度までは5年続けの減少でしたが、これが増加に転じております。次の積立基金現在高は、令和6年度112億3949万3千円で、昨年よりも7億9654万7千円増加をいたしております。主な増加としましては、未来まちづくり基金が7億6650万円。森林・林業活性化基金が昨年より4400万1千円の増などによるものでございまして、6年続けての増加となっております。続いて、経常収支比

率ですが、令和6年度は8.9・8%でございます。昨年よりも1・9ポイントの増となっております。要因としましては、人事院勧告等によります人件費の増加、漁火の森・宍喰温泉施設指定管理料などの物件費の増加、下水道事業会計や海南病院への繰出金の増加などによりまして上昇をいたしております。続いて、健全化判断比率の実質公債費比率ですが、令和6年度は1・6%でございまして、昨年よりも0・4ポイントの増となっております。増の要因としましては、公債費についてはほぼ同額ではあるんですが、分母に計算されます普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費が減少したことなどが、要因となって増加となっております。

続いて14ページでございます。2の特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、海南病院事業会計を除きます決算の状況を会計別に掲載をさせていただいております。この表2におきましては、令和6年度からは公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計、及び漁業集落排水事業特別会計は公営企業会計へ移行となっておりますので、掲載はされておりません。各会計とも料金収入や一般会計の繰入金などによって、実質収支額はマイナスとはなっておりません。概要としまして、鉄道経営安定基金特別会計におきましては、阿佐海岸鉄道株式会社への運営補助金は、前年度よりも1000万円増加の9000万円となっております。この結果、鉄道経営安定基金の令和6年度末の残高は1億5969万1千円となっております。

続いて15ページでございます。3の公営企業における資金不足比率の状況であります。対象となる会計は水道事業会計、下水道事業会計、海南病院事業会計であります、いずれの公営企業も資金不足額は生じておらず、資金不足比率の数値のない結果となってございます。

令和6年度の決算の概要は以上のとおりでございますが、今後、海部郡衛生処理事務組合ごみ処理施設の更新、また海部消防組合庁舎高台移転など、広域行政の大型事業、また防災公園や津波避難タワーなどの海陽町単独の大型事業が控えまして、今まで以上に数年先を見越した、この町をしっかりと将来に引き継ぐことのできる財政運営に取り組んでいく必要があると考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

## ○東議長

続きまして、水道事業会計について、上下水道課長に説明を求めます。

圓山上下水道課長。

## ○圓山上下水道課長

令和6年度海陽町水道事業会計の決算について説明させていただきます。

まず、会議の資料の令和6年度水道会計決算書と令和6年水道決算資料により説明させていただきますけど、まず最初に、令和6年の水道決算資料議会用という項目があると思いま

すので、それによって最初説明させていただきます。R 6 水道決算資料議会用でございます。よろしいですかね、はい。

ページ2ページをご覧ください。水道事業決算資料です。給水人口や年間給水件数、給水量など、令和2年度より令和6年度までの5年間の実績を記載しております。黄色い部分は令和6年度の欄ですが、1行目の給水人口が7175人で、前年比156人の減少。2行目の年間給水件数が5万9299件で772件の減少。4行目の年間給水量におきましては、105万9537立米で253立米の減少となっております。

次のページの、3ページをお願いします。3ページは、過去5年間の各年度の経営状況を示す損益計算書となっております。税抜きの表示価格となっております。1の営業収益のうち、(1) 給水収益が1億5393万2千円で、対前年比26万2千円の増額となっております。2、営業費用のうち、主に水源地のかかる費用である(1)の原水及び浄水費が2745万4千円で、対前年比585万8千円の増額となっております。動力費や工事費の増額となっております。(2)の配水及び給水費699万3千円で、前年比50万2千円の増額は修繕費等が増えた結果、増額となっております。また(4)の総係費、人件費や事務費等の費用である総係費が2414万5千円となっており、対前年比179万6千円の減額については、人件費の増や委託料の減が主な原因となっております。令和6年度の損益計算書につきまして、下から3行目ですが、収益総額として、1の営業収益と3の営業外収益と5の特別利益を合わせまして1億9626万1千円で、対前年比4万1千円の増額。その下の営業の費用総額については、2の営業費用と4の営業外費用と6の特別損失の合計が1億8383万円で、対前年比367万4千円の増額となっております。一番下の行ですが、収益総額から費用総額を差し引いた当年度純利益が1243万1千円となって、前年比は363万3千円の減額となっております。

続いて、ページ4ページ、次のページの自己資本構成比率と有収率を添付しております。令和6年度の有収率は75・7%でございます。

続いて5ページをお願いします。前回、平成29年、30年で作成しました経営戦略を令和5年度に見直しまして、令和14年前の計画を経営戦略収支試算表となっております。人口減少に伴い、給水人口の減少から営業収益は、令和6年度1億5454万円から令和14年度では1億2089万5千円で、約21・8%の減少となる見込みです。しかしながら、支出についても、令和6年度1億8382万8千円から令和14年度1億5468万2千円と、15・8%の減少となる見込みであります。動力費などの経費が昨今の物価高騰により年々増加すると見込んでおりますが、減価償却や償還利子の減少もあり、全体的に支出も減少していくことを考えております。これにより経常損益は、令和6年度1243万3千円から徐々に減少していく見込みとなっており、14年度頃には赤字になると想定しております。また、工事費におきましては、令和6年度には4000万円で、令和7年度よりは6000万円を想定しており、建設改良費及び起債の償還に対する資本的収入不足補填により、当年度未処分利益剰余金も全体的に減少していくものと考えております。あくまでも計画で

ありますので、経営状況を見ながら、健全な経営をできるように講じていきたいと考えております。水道決算の資料は、説明は以上となります。

ちょっと戻っていただきまして、最初の資料の一覧に戻っていきまして、R 6 水道決算書をお願いします。水道会計決算書をお願いします。

2ページ目をご覧ください。2ページ目は、令和6年度海陽町水道決算報告書です。(1)の収益的収入及び支出の収入の決算額につきましては、2億1171万6396円となっており、使用料・加入金等の営業収益が1億7001万5552円。営業外収益が4170万844円となっており、下の支出につきましては、第1款水道事業費用の決算額は1億9715万8537円となっており、内訳としましては、第1項営業費用が1億7971万3996円。第2項営業外費用、企業債利息や消費税との分にありますが、1744万2691円となっております。

次に3ページをお願いします。(2)の資本的収入及び支出の収入ですが、第1款資本的収入の決算額は4093万3733円となっており、内訳としましては、第1項補助金が362万9千円となっております。第2項企業債が1800万円となっております。第3項の他会計負担金が1930万4737円となっております。これにつきましては、会計統合しました旧簡易水道の起債の償還金の2分の1の交付金の負担金による収入となっております。下の支出につきましては、第1款資本的支出の決算額は1億1803万7443円となっており、内訳としましては、第1項建設改良費が3962万9650円、第2項の企業債償還金が7840万7793円となっております。一番下の行ですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7710万3706円につきましては、繰越工事資金1687万900円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額199万2870円と、過年度分損益勘定留保資金2800万8310円、当年度分損益勘定留保資金23万1622円、減債積立金3000万円で補填いたしました。

4ページにつきましては、先ほどの資料の方で説明しております。

次に5ページをご覧ください。令和6年度の水道事業剰余金計算書です。一番上の右の欄ですが、資本金と剰余金の資本合計につきましては、前年度末残高が14億8477万9118円。下の右の下から2番目の当年度純利益1243万1300円を追加しまして、当年度末残高が14億9721万418円となりました。

6ページをご覧ください。令和6年度海陽町水道事業剰余金処分計算書につきましては、減債積立金に3000万円を積み立てる予定です。なお、資本的収入不足額に補填しました減債積立金3000万円については、資本金に組み入れることとなります。よって一番下の繰越利益剰余金が5億499万8416円となります。

7ページをお願いします。貸借対照表です。資産の部は、土地や建物・構築物などの固定資産と現金・貯蔵品等の流動資産など、一番下の欄の資産の合計額は25億9326万8951万円となりました。

8ページの負債の部分につきましては、起債企業債の固定負債と流動負債、長期前受金・

繰延収益など、一番下の欄の負債合計が10億9605万8533円となりました。

9ページの資本の部ですが、下から二番目の欄の資本的合計が14億9721万418円と合わせ、負債資本合計は25億9326万8951円となっております。

10ページの概況につきましても、先ほどの決算資料で説明させていただきましたが、一番下の工事の2の工事、(1)の建設改良工事の概況といたしましては、令和6年度海陽町上下水道施設遠隔監視システム整備工事で、宍喰の松本水源地の監視システムとなっております。工事費は2169万2千円。令和5年度の繰り越しのあった海陽町善蔵川改修に伴う配水管の仮設工事については、工事費は1760万2200円となっております。以上2件を記載しております。

11ページの業務にも、先ほどの決算資料にあって説明して、次に12ページから14ページにつきましては、令和6年度の水道事業会計収益費用明細書となっております。

15ページには有形固定資産明細書でございます。

次のページの、16ページから23ページまでは、企業債の明細がずっと付いております。

24ページは、令和6年度海陽町水道会計のキャッシュ・フロー計算書を付けております。

以上で、説明は終わります。よろしくお願いします。

## ○東議長

続きまして、下水道事業会計について、上下水道課長に説明を求めます。

圓山上下水道課長。

## ○圓山上下水道課長

戻っていただいて、会議資料のR6下水道会計決算書があると思いますので、お願いします。

令和6年度海陽町下水道事業会計決算書について説明させていただきます。

まず最初に、決算書の10ページをお願いします。令和6年度の下水道事業報告書です。

1、概況の(1)総括事項ですが、令和6年4月1日より8処理区7会計を統合しまして、処理区内人口は3678人、加入人口は1993人、加入率は54・2%。年間給水量は25万8488立米、年間有収給水量25万8488立米、有収率は100%になりました。事業収益3億6041万9670円に対し、事業費用2億9019万7599円となり、7022万2071円の純利益となりました。建設改良工事としましては、令和5年度宍喰公共下水道管渠布設工事(2工区)ほか4件の工事を実施しました。下の(4)の職員の関する事項ですが、令和6年度の事務員数は3名、会計任用職員1名でございます。一番下の2の工事ですが、(1)建設改良工事の概況としまして、令和5年度宍喰公共下水道管渠布設工事(2工区)工事は、1158万7400円。令和5年度宍喰公共下水道管渠布設工事(3工区)は、工事費は1009万5800円。令和5年度宍喰公共下水道舗装工事(1工区)は1057万6500円、令和5年度宍喰公共下水道舗装は(2工区)は、工事費1597

万7500円。令和6年度宍喰公共下水道舗装工事（1工区）は1877万2600円、以上5件の工事を記載しております。7年度につきましても、工事の予定は宍喰の公共下水の管渠工事と舗装工事を予定しております。

ちょっと最初に戻っていただきまして、決算書の2ページをお願いします。

令和6年度下水道決算報告書となります。（1）の収益的収入及び支出の収入の決算額につきましては、3億6371万8227円となっており、使用料等の営業収益が3624万8943円、営業外収益が3億2746万9285円となっております。下の支出につきましては、第1款下水道事業費用の決算額は2億9473万1637円となっており、内訳としましては、第1項営業費用が2億7536万7861円。第2項営業外費用、企業債利息や消費税ですが、1622万3336円となっております。第3項特別損失は314万440円となっております。

3ページの資本的収入及び支出ですが、第1款資本的収入、決算額は2億2643万7千円となっており、内訳といたしましては、第1項企業債が5120万円となっております。第3項の他会計補助金が1億1994万8千円となっており、第5項の補助金が5371万9千円となっております。第6項負担金等が157万円となっております。下の支出につきましては、資本的支出の決算額は2億150万7183円となっており、内訳として、第1項の建設改良費が9441万7951円。第3項企業債償還金が1億706万5216円、第6項基金積立金が2万4016円となっております。

4ページをお願いします。令和6年度の下水道事業損益計算書につきましては、収益総額として、1の営業収益と3の営業外収益を合わせまして3億6041万9670円で、費用総額は、2の営業費用と4の営業外費用と6の特別損失を合わせまして合計が2億9019万7599円となり、一番下の行ですが、収益総額から費用総額を引いた当年度未処分利益剰余金が7022万2071円となっております。

5ページ、令和6年度の剰余金計算書です。資本金と剰余金の資本合計につきましては、一番上の段の前年度末残高13億4803万2037円に、下から2番目の当年度未処分利益剰余金7022万2071円を追加しまして、当年度末残高は14億1825万4108円となりました。

6ページをお願いします。海陽町下水道事業剰余金処分計算書につきましては、減債積立金に7022万2071円を積み立てる予定です。

7ページをお願いします。貸借対照表です。資産の部は土地・建物は構築物などの固定資産と現金・貯蔵品など流動資産など、一番下の欄の資産合計が57億1332万7664円となりました。

8ページの負債の部につきましては、企業債と固定負債と流動負債、長期前受金の繰延収益など、一番下の欄が負債合計が42億9507万3556円となりました。

9ページの資本の部ですが、下から二番目の欄の資本の合計額は14億1825万4108円と合わせ、資本合計額は57億1332万7664円となっております。

次に 12 ページをお願いします。12 ページから 14 ページにつきましては、下水道事業の収益費用明細書となっております。

次のページは有形固定資産明細書となっております。

15 ページから 25 ページまでは企業債の明細書となっております。一番後ろの 26 ページは、令和 6 年度下水道事業のキャッシュ・フローの計算書を付けております。

説明は以上です。

### ○東議長

下水道事業会計の説明が終わりました。

議事の都合上、休憩します。(午前 10 時 29 分)

### ○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午前 10 時 40 分)

続きまして、海南病院事業について、海南病院事務長に説明を求めます。

川野海南病院事務長。

### ○川野海南病院事務長

それでは、令和 6 年度海南病院事業会計決算について説明いたします。

この会議資料一覧の真ん中辺に海南病院 9 月本議会資料がございます。まずそれで説明させていただいて、その後決算書について説明させていただきます。

それでは、本会議資料、タブレットで 2 ページ、紙 2 ページをご覧ください。入院患者数、外来患者数、病床利用率や他会計繰入金の 6 年間の実績を記載しております。令和 6 年度の欄、黄色で塗っておりますが、入院患者が 8301 人で対前年度比 1850 人の増でございます。ほの理由といたしまして、総合診療医 2 名が勤務となり、入院受入、救急受入が増となったためだと考えております。続いて、外来患者数でございますが、1 万 3951 人で対前年度比 397 人の増でございます。これも総合診療科設置により増と考えております。続いて、病床利用率でございますが、45 床のうち、平均約 22・7 床でございましたので、利用率といたしましては 50・5、昨年と比べて 11・3 ポイントの増でございます。他会計繰入金におきましては 2 億 5220 万円であり、対前年度比 2720 万の増となっております。

続いて 3 ページご覧ください。3 ページは、経営状況を示す損益計算書でございます。右から 4 番目、4 列目が令和 6 年度の決算額となっておりますので、ご説明いたします。1 の医業収益が 3 億 6916 万 4 千円で、対前年度比 6972 万 2 千円の増となっております。続いて、入院収益でございますが、2 億 5046 万 9 千円で、対前年度比 6569 万 4 千円の増でございます。続いて、外来収益 9940 万 6 千円で、対前年度比 905 万 7 千円の増となっております。入院収益、外来収益とも、先ほどの入院患者数が増えていることに伴い

増となっております。その他の医業収益 1928万9千円で対前年度比502万9千円の減となっておりますが、主な理由としまして、コロナワクチンの注射の接種者が減ったということを考えております。続いて、2の医業費用でございます。総額6億5959万5千円で、対前年度比7700万4千円の増となっております。内訳でございますが、職員給与費4億2387万7千円で、対前年度比4267万9千円の増でございますが、主な理由といたしまして、人事院勧告による給与改定、非常勤医師の増にを考えております。続いて、2の材料費3697万8千円でございまして、対前年度比861万4千円の増で、この理由といたしまして、入院患者が増えたことに伴い材料費も増となっております。続いて、経費1億1711万4千円で、対前年度比841万5千円の増でございます。これは電気代及びもう物価上昇により、経費全般的に上がっていることだと考えております。続いて、減価償却費7907万4千円で対前年度比2018万6千円の増でございますが、この減価償却におきましては、現金を伴いませんが、損益の経費となっております。増えた理由といたしまして、2年前に電子カルテシステムを導入したということで、それが減価償却が始まったということで増となっております。続いて、医業外収益でございます。総額2億4286万2千円で、対前年度比3399万9千円の増でございます。3番の一般会計繰入金でございますが、2億991万9千円で、対前年度比2763万7千円の増となっております。下から三番目の収益総額が6億1202万6千円。費用総額が6億6705万1千円で、差引き5502万5千円の今年度損益となっております。

続いて、決算書について説明させていただきます。決算書戻っていただいて、海南病院決算書R6っていうのがあります。それについて説明しますが、3ページをご覧ください。

よろしいでしょうか。

2ページは収益収入支出について、先ほどの損益計算書の内容となりますので、省略させていただきます。

3ページお願いします。3ページの上の方、真ん中の方に決算額がございますが、資本的収入の決算額、総額が4668万961円でございます。繰入金が、これ一般会計からの繰入金ですが、4228万961円となっております。補助金440万は、これ備品購入の財源、全額補助金頂いておりますので、440万入れさせていただいております。

続いて、下の支出でございますが、総額が4668万961円となっております。建設改良費の決算額でございますが、これはもうほとんどもう全て備品購入でございまして731万380円で、主なものとしまして、陰圧装置が440万、自動ジェット式器具洗浄機が62万7千円、軽減マットレス44万2千円となっております。その下の企業債償還金が3937万581円となっております。

続いて、6ページお願いいたします。6ページは貸借対照表でございます。資産の合計は土地・建物・構築物など固定資産と現金・貯蔵品など流動資産の合計で、資産合計が10億1289万560円となっております。負債につきましては、企業債・リース債務の固定負債と流動負債、長期前受金、繰延収益など、合計で5億8316万7404円となっており

ます。それと中ほどの資本合計4億2972万3156円と合わせまして、負債・資本合計は10億1289万560円となっております。

続いて7ページをご覧ください。7ページ、8ページは事業報告書でございます。この7ページの(4)の一番下の4の経営指標でございますが、この経営指標の中の真ん中の修正医業収支比率がありますが、これは費用についての算定の中で減価償却費を除いての算定になるんですが、昨年それを含んで算定しておりますので、今回修正させていただいております。令和6年度は63・66%となっております。

続いて8ページをご覧ください。8ページは地方債の明細書でございます。令和6年度は新規借り入れはありませんでしたので、償還金3937万581円を償還したため、年度末残高は3億5331万9784円となっております。

9ページは固定資産明細書、10から11は収益費用明細書、12から13はキャッシュ・フロー計算書を付けておりますが、数字の読み上げになりますので、説明は省略させていただきます。

決算についての説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

## ○東議長

以上で、説明を終わります。

続きまして、前川代表監査委員さんより決算の審査結果の報告をお願いします。

前川代表監査委員。

## ○前川代表監査委員

議案書4ページをお願いします。

令和7年8月21日、海陽町長 三浦茂貴 殿

海陽町監査委員 前川清和、海陽町監査委員 佐川富美。

令和6年度決算の審査結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、令和6年度一般会計及び特別会計の決算並びに基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

5ページをお願いします。一般会計・特別会計決算審査意見。

1、審査の対象

(1) 令和6年度海陽町一般会計歳入歳出決算書、(2) 令和6年度海陽町特別会計歳入歳出決算書。

2、審査の期間。令和7年7月24日から8月21日まで。

3、審査の手続につきましては、以下の内容となっております。

4、審査の結果、各会計の決算書に基づき、出納簿並びに関係する諸帳簿証拠書類を綿密厳正に審査した結果、予算は適正に執行され、歳入歳出決算に関する処理は正確であり、そ

の内容についてはすべて適正なものと認定する。

5、審査の個別的状況、(1)一般会計の歳入歳出状況については総務課長より説明がありましたので、割愛させていただきます。

7ページをお願いします。これは(2)普通会計の主な財政指標について、前年度との比較を表にしてあります。

8ページをお願いします。(3)会計別決算状況につきまして一覧にしてあります。

9ページをお願いします。一般会計歳入歳出決算額、歳入では自主財源、依存財源に分けて、歳出では款別に分けて、前年度との比較を表しております。ご参照ください。

10ページをお願いします。歳入金収入未済額について、これを昨年度との比較をしておりますので、ご参照ください。

11ページをお願いします。6、審査の意見。

(1)財政状況について、当年度における本町の財政状況は、実質公債費比率は1・6%、前年度1・2%、経常収支比率は89・8%、前年度87・9%となり、数値が悪化しており、弾力性の指標となるこれらの比率は、来年度以降も数値の悪化が懸念されるところである。については今後の行政運営にあたり、危機感を持って財政健全化に向け最善の努力を望むものであります。

(2)自主財源の確保について、前半は課長より関係する説明がありましたので、その下7行目からお願いします。自主財源の根幹を成す町税の徴収率については、町税全体の徴収率は前年度に比べ、ほぼ横ばいではあるが、税収自体は、定額減税の影響もあり、2230万8千円の減となっている。今後の税収については、年々厳しさを増す人口の減少により予測を超えた厳しさとなることが想定され、今後の推移を慎重に注視しなければならない。未収金対策については、全庁を挙げて積極的に取り組んできた結果により、目に見えた成果が現れており、引き続き滞納処分の強化など更なる未収金の解消に努めていただきたい。また不納欠損処分の適用にあたっては、負担の公平性の見地からも適時厳正に行うなど適切な債権管理を心掛けるよう望むものであります。特に私債権については、法令等も十分研究のうえ、整理を進めるべきと考える。今後の取り組みとしては、世界初のDMVの運行と既存の観光資源を最大限に活用し、海陽町はもとより、みなみ阿波の地域活性化・経済波及効果につながるよう、関係団体と連携し、今後の自主財源に広く取り組むべく努力されたい。また、ふるさと納税が2億1000万円と過去最高を更新したことは、非常に評価することであり、引き続き財源の確保に努めていただきたい。

12ページをお願いします。

(3)経費の削減等について、最後の方を8行目ですね。これから事業の計画・実施にあたっては、宍喰防災公園の整備、広域ごみ処理施設の更新など大型事業の実施により、財政状況の悪化が予想されることから、今まで以上、コスト意識を持った検証と事業の選択が必要である。

(4)特別会計について、歳入総額については35億3585万円、歳出総額は33億9

839万6千円で、歳入歳出差引額は1億3745万4千円となっている。特別会計は全て黒字となっているが、当年度の一般会計からの特別会計への繰出金の総額は4億4759万6千円であり、昨年度より399万4千円減少しているが、依然として一般会計への大きな負担となっている。また、特別会計全体の収入未済金の合計額は5513万2千円であり、一般会計同様、利用者の公平性と歳入確保のため収入未済金の減少に努め、一般会計からの繰入金が必要最小限となるよう努力されたい。

13ページお願いします。これは一般会計から特別会計への繰出金の推移です。ご参照ください。

14ページです。7、審査の総括。

令和6年度は、地方公共団体の財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率について、普通交付税の増など改善要因があった一方で、会計年度任用職員の勤勉手当の支給対象となったことなどによる人件費の増や、漁火の森・宍喰温泉施設等の指定管理料の増などによる物件費の増、下水道事業会計及び海南病院事業会計への繰出金の増や海部消防組合や衛生処理事務組合（し尿）ですが、これへの負担金増などによる補助費等の増など悪化要因が上回ったため、経常収支比率が89・8%となり、前年度に比べ1・9ポイント悪化となっている。次年度以降も、主たる財源である普通交付税については、令和7年度国勢調査による人口の減が確実であり、厳しい状況になることが予想される。また、海南病院、株式会社漁火等の公共施設のあり方など懸案事項も山積しており、人口減少、高齢化に加え、宍喰防災公園の整備、広域ごみ処理施設の改築など大型事業の実施により、今後、健全な財政状況が急激に悪化することが想定される。職員全体が危機感を持って一層の財政基盤強化に取り組まれたい。なお、事務事業については内部統制の徹底を図り、住民に信頼される自治体であるとともに、地域で住みよい環境の確保や、将来にわたっての活力のあるまちづくりの推進などに取り組み、今後も困難な課題にもしっかりと立ち迎い、持続的なまちづくりに向けて不断の努力を求めるものであります。

15ページをお願いします。令和6年度海陽町基金運用状況の審査意見書。

1、審査の対象、海陽町奨学基金であります。

4、審査の結果を申し上げます。基金の運用状況に示す書類は、関係諸帳票及び証拠書類と符合しており、正確なものと認められた。なお、審査の概要は次のとおりであります。

16ページ。基金の概要です。1217万7600円返納がありまして、540万円の貸し付けがありました。

以上で、一般会計・特別会計の報告を終わりまして、次、公営企業になります。

令和7年8月21日、海陽町長 三浦茂貴 殿、海陽町監査委員 前川清和、海陽町監査委員 佐川富美。

令和6年度地方公営企業決算の審査結果について報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年度海陽町水道事業、海陽町下水道事業、海陽町海南病院事業の決算について審査しましたので、その結果について、次のとお

り意見を提出します。

1、審査の対象、(1) 令和6年度海陽町水道事業会計、(2) 令和6年度海陽町下水道事業会計、(3) 令和6年度海陽町海南病院事業会計であります。

18ページお願いします。2、審査の期間、令和7年7月24日から8月21日まで。

ちょっと下にさがっていただいて、4、審査の結果を報告いたします。決算報告書並びに財務諸表（損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表）及び関係諸帳簿・証拠書類について、精細に審査した結果、計数はいずれも正確で、各事業の経営についても公営企業の基本原則に沿って適正に行われているものと認める。なお、各事業会計の審査の意見は次のとおりであります。

5、審査の個別の状況、(1) 海陽町水道事業については水道課長より説明がありましたので、割愛させていただきます。

19ページ、[ア]は収支の推移について、[イ]は費用、費用別決算額の推移を表しております。

20ページ、[ウ]給水件数、給水量、給水収益の推移を表しております。

21ページをお願いします。(2) 海陽町下水道事業会計について。

①収支の状況については水道課長より説明がありましたので、割愛させていただきます。  
②事業の状況について。当年度末現在で処理区域内人口3678人、加入人口1993人、年間総処理水量は25万8488立米、年間有収水量25万8488立米となっております。その他[ア][イ][ウ]、22ページの[エ][オ]には課長より説明がありましたので、割愛させていただきます。

23ページをお願いします。(3) 海陽町海南病院事業会計について。

①収支の状況については、事務長より説明がありましたので、割愛させていただきます。  
[ア]は累積赤字についての推移です。

24ページをお願いします。[イ]実質収益・支出についての推移です。

25ページをお願いします。[ウ]患者数と単年度利益との関係についての推移です。ご参考ください。

26ページをお願いします。6、審査の意見を申し上げます。

(1) 海陽町水道事業会計について。事業は順調に推移してきたが、昨年度と比較し事業収益は4万1千円の増となり、ほぼ横ばいとなっている。この主な要因は、給水件数が減少したものの、給水量はほぼ変わっていないことによるものであるが、このまま緩やかに減少していくのかどうかについては、今後の動向を注視したい。一方、事業費用については367万3千円増加となっている。決算額の推移をみると、動力費、修繕費が増加しており、その理由としては、老朽化に伴う機械設備の修繕や電気代の補助金の有無もあるが、事業費用が年々増加傾向となっていることが見受けられる。今後、経営状況が厳しくなってくるのは明白であり、職員においてはコスト意識を常に念頭に置き、できる限り費用の削減に取り組んでもらいたい。また施設や水道管の老朽化も進んでいる中、ダウンサイジングの検討や計

画的な更新等の長期的な見通しも視野に入れ、経営に取り組まれたい。財務内容については、自己資本構成比率は77・86%で、同規模の水道施設の全国平均68・96%を上回っており安定している。また有収率は75・70%であり、これについては同規模の水道施設の全国平均の74・48%を上回っているものの、水道管の老朽化による漏水などの無効水量をできるだけ減少させるよう漏水対策に取り組み、今後一層の改善努力をされたい。防災面から見ると、南海トラフ巨大地震等に備えた水道管の耐震化など更なる施設が必要であり、地震・津波対策を引き続き計画的に講じることが課題となっている。将来的に給水人口が減少する中、今後、更に財政の健全化が必要とされることは明白であり、水道事業の運営が適正かつ公平、健全に行われることを望むものであります。

27ページをお願いします。(2)海陽町下水道事業会計について、令和6年4月1日より8処理区の会計統合を行いコスト縮減に努めているが、加入率は54・2%で料金水準の妥当性を示す経費回収率は33・12%となっている。公営企業会計移行初年度の損益計算書では、事業収益3億6042万円、事業費用2億9019万8千円で、7022万2千円当年度未処分利益剰余金として計上されているが、その要因は一般会計からの繰入金であります。繰入金については、利益と負担の公平の観点から慎重に取り扱われるべきものであり、独立採算制を基本とする公営企業会計については、収支をしっかりと把握した決算見込みを行った上で精査する必要があります。引き続き、加入促進を行い使用料の収入の確保等を的確に図り、繰入金の縮減に努められたい。今後、処理区域内人口減少に伴う使用料収入の減少が危惧され、さらに処理場や管渠等の老朽化に伴う更新費用の増加により、より厳しい状況になるものと考えられる。職員においてはコスト意識を常に念頭に置き取り組まれたい。同時に、下水道事業の現状と今後の情勢を的確に見据えながら、衛生的で快適な生活環境の維持を図っていくためには、引き続き収益の確保や費用の抑制等に取り組み、健全な事業経営を望むものであります。

28ページをお願いします。(3)海陽町海南病院事業会計について、決算の結果、一般会計からの繰入金が2億5220万円あり、繰入金のうち、資本的勘定繰入を除いた収益勘定繰入は2億991万9千円であり、昨年度より増加している。令和6年度は非常勤ではあるが、新たに総合診療医2名を迎え、入院、外来患者数が増加したことにより、医療収益が増となり、事業損益としては前年度より2349万3千円赤字が減少となったが、5502万5千円赤字で、累積赤字は8億2709万3千円となった。依然、非常に厳しい経営状況である。また、医業収入に占める職員給与比率は114・8%で、昨年度より12・5ポイント減少したが、高い数値となっている。また、入院病床利用率は50・5%で、昨年度より11・3ポイント増加し、救急車による患者受入実績も183件で、昨年度より79件増加している。令和6年度から令和9年度までの海南病院経営強化プランに基づき、さらに経営強化に努めているところではあるが、収益改善が直ちに見込めない状況を踏まえ、引き続き医師等の確保による体制強化、医療の質や各種サービス、また採算性の向上や経費削減など幅広い改善に取り組んでいただきたい。全国的にみても、公立病院の経営は非常に厳しい状

況であるが、町から多額の繰入金という支援を受けている状況を認識し、公立病院の役割・使命、住民のニーズを踏まえ、信頼され必要とされる病院であるよう期待するものである。

29ページをお願いします。令和6年度財政健全化審査意見書。

1、審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されている。

(2) 個別意見。1、実質赤字比率、黒字のため、適正である。

30ページをお願いします。②連結実質赤字比率、黒字のため、適正である。③実質公債費比率、令和6年度の実質公債費比率は1・6%となっており、早期健全化基準25・0%と比較すると、これを下回っているため、適正である。④将来負担比率。令和6年度の将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、適正である。

(3) 財政健全化審査に関する総合的意見。現在のところは、各指標とも早期健全化比率を下回っており良好であるといえる。しかし、次年度以降については、宍喰防災公園の整備や広域ごみ処理施設の更新など大型事業の実施、未来まちづくりの基金積立による地方債残高の増加により数値の悪化が懸念される。今後は数値の悪化を抑制するよう中・長期計画に検証及び修正を加え、未来を見据えた財政運営に努めるべきであります。

31ページをお願いします。令和6年度公営企業会計経営健全化審査意見書。

2、審査の結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されている。

(2) 個別意見。各会計において資金不足比率は算定されておらず、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項。指摘すべき事項は特にない。

なお、報告の中で、一字一句読み違いがあったかと思われます。これは議案書、報告書のとおりであります。

以上で、報告終わります。

## ○東議長

前川代表監査委員からの決算の審査結果の報告は終わりました。

議事の都合により、休憩します。(午前11時25分)

## ○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午後0時59分)

お諮りします。議案第51号の議案審議ですが、本会議を休憩し、全員協議会を開

き、議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。

本会議を休憩します。(午後1時)

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午後1時15分)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

○東議長

日程第3、議案第52号、令和6年度海陽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。担当課に詳細説明を求めます。圓山上下水道課長。

○圓山上下水道課長

会議資料一覧の第3回定例会議案書最終というやつの32ページをお願いします。議案第52号、令和6年度海陽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明させていただきます。

地方公営企業法第32条第2項に規定に基づき、令和6年度海陽町水道事業会計未処分利益剰余金を海陽町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。下の剰余金処分計算書の当年度末残高、未処分利益剰余金5億6499万8416円のうち、減債積立金に3000万円を積み立てるものです。今後の起債の支出の不足分に対応できるようにしておく積立金でありますので、今回の処分について議案を上げさせてもらいました。その下の3000万円につきましては、6年度決算におきまして不足した分に減債基金3000万円を補填したため、資本金に組み入れを行っております。よって、処分後の残高は資本金9億2000万5077円、繰越利益剰余金5億499万8416円となります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

#### ○東議長

お諮りします。議案第52号の議案審議ですが、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○東議長

異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。

本会議を休憩します。 (午後1時19分)

#### ○東議長

休憩前に引き続き、再開します。 (午後1時26分)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

#### ○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第4、議案第53号、令和6年度海陽町下水道事業会計未処分剰余金の処分についてを議題とします。

担当課に詳細説明を求めます。圓山上下水道課長。

○圓山上下水道課長

33ページをお願いします。議案第53号、令和6年度海陽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明させていただきます。

地方公営企業法第32条第2項に規定に基づく令和6年度海陽町下水道事業会計未処分利益剰余金を、海陽町下水道事業剰余金処分計算書のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。下の剰余金処分計算書の未処分利益剰余金7022万2071円のうち、減債積立金に全額を積み立てるものです。令和7年度の当初予算で、資本的支出の企業債償還金の予算として1億862万2千円を計上させてもらっておりますが、この起債の支出の不足分に対応できるようにしておく積立金でありますので、今回の処分について議案を上げさせていただきました。よって、処分後の残高は繰越利益剰余金0円となります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

○東議長

お諮りします。議案第53号の議案審議ですが、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。

本会議を休憩します。 (午後 1 時 29 分)

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。 (午後 1 時 30 分)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第 5、委員長報告を行います。

まず総務産業建設常任委員会、富田委員長、お願ひいたします。

5 番 富田委員長。

○富田総務産業建設常任委員長

それでは、ただいまから総務産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

9月の9日、午前9時27分に開会をしました。出席者は、委員全員、議長、町長、副町長、参事と所管の課長全員、傍聴者は新聞関係者1名でした。

開会後、当委員会が所管する定例会提出議案については、各担当課から順次、説明を受け

ましたので、抜粋をして報告いたします。

議案第51号、決算の認定については、令和6年度の一般会計の歳入決算額は97億705万8千円、歳出決算額は92億4497万3千円、差引額4億6208万5千円となり、経常収支比率は89・8%、健全化判断比率、公営企業における資金不足比率は、健全な水準にありました。

委員から、新たに未来まちづくり基金できているが、今後の積み増しは。また、どのように活用するのかとの問い合わせに、合併特例債を活用、令和7年度までの発行なので上限いっぱいまで積み立てをしたい、約15億円です。活用については、今後、課題となっている事業に、例えば、庁舎の移転、旧町の一体化の活用等の説明がありました。

議案第52号、令和6年度海陽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、減債積立金に3000万円積み立てるもの。

議案第53号、令和6年度海陽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、未処分利益剰余金7022万2071円のうち、減債積立金に全額積み立てるものです。今後、起債の支出の不足分に対応できるようにしておくためとの説明がありました。

議案第54号、海陽町税条例の一部を改正する条例について、主なものは、物価上昇における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税の所得控除においても所得税と同様に特定親族特別控除額が控除すべき金額に追加されました。これにより、生計を一にする19歳以上23歳未満の大学生年代の子を持つ扶養者は、扶養親族の給与収入が160万まで、改正前は103万でしたが、45万円の所得控除が受けられ、160万円を超えても188万円までは段階的に所得控除が受けられるようになります。なお、この部分の条例改正は令和8年1月1日からの施行となり、令和8年度分の個人住民税からの適用となります。

議案第55号、海陽町公共下水道事業減債基金条例を廃止する条例については、海陽町公共下水道事業減債基金は、下水道特別会計の財政運営を円滑に運用するために設置していましたが、下水道事業の地方公営企業法適用後は、事業年度に生じた利益は議会の議決を得た上で積立金として経理することが可能になったため、条例を廃止するもの。

議案第58号、令和7年度海陽町一般会計補正予算（第2号）の総務産業建設常任委員会の所管の部分の概要について。

歳入予算では、水源林造成事業負担金305万8千円は、東谷団地除伐事業追加によるもの。商工費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4518万4千円は、生活応援商品券事業の交付決定によるもの。土木費国庫補助金社会資本整備総合交付金785

0万6千円は、玉笠橋外2橋の橋梁修繕事業にかかるもので、補助率は64・35%。農林業水産業費県補助金、とくしま農山漁村未来投資事業補助金100万5千円は、キュウリ生産機械整備にかかる補助金で、補助率は県2分の1、生産者2分の1。不動産売払収入660万8千円は、海部野根道路にかかる野江地区町有地売払収入との説明がありました。

歳出の予算の主なものは、総務費関係では、合併20周年記念事業予算として557万2千円計上、NHKテレビ受信料151万4千円については、公用車等に設置されたテレビのNHK受信契約が未契約であるとの指摘があり、15件の過年度からの受信料の支払いです。施設改修工事請負費2664万2千円。農林水産業費では、とくしま農山漁村未来投資事業補助金300万5千円は、キュウリ農家3件の機械補助、廃船処理費用補助金40万円、施設修繕工事費330万円は竹ヶ島陸こう修繕工事。これ門扉ですとのことです。商工費では、特産品開発事業補助金250万円、施設建築工事請負費1000万円は竹ヶ島東屋更新事業。土木費では、委託料120万円は、大里馬谷地区排水路整備事業設計委託、町道維持補修工事請負費500万円は、大里馬谷地区排水路整備工事、橋梁修繕工事請負費1億4800万円は、玉笠橋に7500万円、不動橋に1300万円、船津橋に6000万円の3橋分です。河川維持費は委託料650万円、久保川護岸工事設計委託。公園費は、委託料2140万円は蛇王運動公園野球場照明設備詳細設計の計上です。消防費は、工事請負費2255万円、防災行政無線更新工事追加工事の分です。内容といたしましては、マストの移動、岩盤掘削費などの追加との説明がありました。

委員より、ブルーマリンの今までに修繕費はどのぐらいかとの問い合わせに、修繕費、昨年度は1295万5千円で、今の6月実施した分299万8千円修繕費いっております。委員より、新しい船を考えるか、小型化してほっちの方も考えてみてはどうですかとの問い合わせに、町長、観光の目玉である。調べて早急に買い替え等検討したいとの答弁がありました。委員より、次期ドック時期はとの問い合わせに、次期ドックは3月になる、造船場まで海航していく、浸水防止はしているとの答弁があり、委員より、耐用年数はとの問い合わせに、鋼船で2千トン以下14年。民間では14年から25年以内に更新している。ブルーマリンは令和7年度で29年経っているとの答弁がありました。委員より、地方創生事業費の海陽町ふるさと創造戦略補助金100万円の予算計上についての問い合わせに、町の経済を活性化させる事業を始める方に対する補助事業で、当初2件を組んでいたが、現在3件の申請が来ている、追加計上するものとの答弁があり、既決定者、宍喰浦マシンピラティス、体操だそうです。あと申請予定者は、ドッグラン付き民泊の方が1件、奥浦で飲食店1件とのことです。委員より、特産品開発事業についての問い合わせに、4件上がっている。2件は、農産物を使ったプリン、バター、ドレッ

シング等、1件はサツマイモで保存が利くお菓子。ユズ、スダチを使ったドレッシング、シリップを作りたい1件との答弁がありました。

続いて、徳島県平和の日の条例制定を求める意見書の提出を求める陳情については、当委員会として採択になりました。

概要は以上のとおりで、午後0時15分に委員会を開会いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

## ○東議長

これで総務産業建設常任委員会、委員長報告を終わります。

続きまして、文教厚生常任委員会、長江委員長、お願いします。

1番 長江委員長。

## ○長江文教厚生常任委員長

ただいまより文教厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

9月8日、午前11時30分から委員会を開会いたしました。

出席者は、町長、副町長、教育長、参事2名、所管の課長6名、議会事務局長、委員全員、傍聴者2名でした。

当委員会所管の協議事項の9月提案について説明を受けましたので、抜粋して報告いたします。

議案第51号、決算の認定について。

令和6年度海陽町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の概要については、歳入決算額15億34万8千円、歳出決算額14億3118万7千円、差引額6916万1千円です。

委員から、世帯数の減、人口減で歳入が減り、歳出は増加、そのマイナス分はこれからどう対応するのかとの問い合わせに、国保については現在、県下広域化が進められている。療養給付については県下市町村で負担金として計算されるなど、人口が減る中で広域化に期待しているとのことでした。死亡などにより不能欠損も増えるがその対応はとの問い合わせに、滞納については滞納整理機構に移管する仕組みもある。滞納額は5年が時効となるので回収できなければ不能欠損としているとのことでした。特定疾患の患者は増える可能性はあるのかとの問い合わせに、現在高額の患者は1名である。今のところ増えるという情報はないとのことでした。

令和6年度海陽町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算の概要については、歳入決算額8742万5千円、歳出決算額7603万、差引額1139万5千円、延べ患者数

8969人、前年度比599人の減、基金残高は2億109万3千円です。

委員から、宍喰診療所の受け入れ体制の中で、人件費が増える中で事務方が4名も必要かとの問い合わせに、レセプトや窓口対応、常勤1名、再任用職員、会計年度職員で週何日かしか出勤しない方もいるので、休んだときの対応等で回しているとのことでした。患者数も増える見込みがないと思うので、内部体制も考えてほしいとのことでした。

令和6年度海陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要については、歳入決算額2億1864万7千円、歳出決算額2億1244万円、差引額620万7千円。委員から、被保険者数のピークはとの問い合わせに、現状今がピークに近いとのことでした。

令和6年度海陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要については、歳入決算額16億2562万7千円、歳出決算額15億7493万7千円、差引額5069万円、基金残高は1億5871万2千円とのことでした。

令和6年度海陽町海南病院事業会計について。

損益計算書で、収益総額6億1202万6千円から費用総額6億6705万1千円を差し引いた、令和6年度の純損失は5502万5千円となっています。入院患者数が8301人で対前年度比1850人の増、外来患者数が1万3951人で397人の増であり、増加となった主な理由としては、総合診療医師の勤務により救急受け入れが増加したことによるもので。病床利用率が50・5%、昨年度より11・3%の増となっています。

委員より、決算書を見ると医業収益から医業費用、その中で職員給与だけ差し引いてもマイナスである。患者数は確かに増えてはいるが、これから人口減により患者数は減る。一般財源の繰り入れをどれだけ抑えられるか、患者数を増やす戦略はあるのかとの問い合わせに、常勤医がいないと患者がついてこないので常勤医を増やしていきたい。患者数は減るが、クリニックも減ってくると思うので、ニーズは増えると考えるので、医師確保の基盤を作りたいとのことでした。経常収支率が高く宍喰診療所も患者数が減り、将来に継承できないという危機感を持ってほしいとの問い合わせに、収入も増えているが、人件費も増えている。患者は増えているので、経営や人件費を調整しながら繰り入れを減らすよう職員全員で努力していくとのことでした。現在、先生は何人いるのか、先生の中に常勤になつてもいいという方はいるのかとの問い合わせに、常勤1名、勤務医12、3人であり、常勤になつてもいいという方はいるとのことでした。入院は増えているが外来は減っている要因はとの問い合わせに、日替わりの先生が多く、固定の患者が多くないとのことでした。

議案第56号、令和7年度高校生の居場所新築工事請負契約については、令和7年8月21日に競争入札に付した請負契約について、契約を締結するため議会の議決を求めるもので

した。契約金額は8156万5千円で、工期は令和8年3月13日まで。

委員より、14社指名、6社辞退、2社不着ということだが、辞退が常態化しているのではないか、辞退の理由は何か、きちんと審査をしているのかとの問い合わせに、最近の動向をみると、案件によっては辞退が多いこともある。理由は現場技術者の配置ができない等です。本町の指名審査は、県で共同受付にて提出されたものを基に審査しており、今後も適切に入札を執行していくとのことでした。工事の施工に関し、学校が近いので安全面を考慮してほしいとの問い合わせに、造成工事同様に安全面には十分配慮して工事を行うことでした。

議案第57号、人権擁護委員候補者の推薦については、由木和幾氏の再任、退任に伴う新任に吉田由美氏を推薦するものです。

議案第58号、令和7年度海陽町一般会計補正予算の所管の部分について協議をしました。まず、全体に共通して、2027年度末までに段階的に蛍光灯の製造と輸出入が廃止されることに伴う、施設の照明をLED照明へ交換する工事請負費で、総務費では、海部庁舎照明2664万2千円、民生費では宍喰保育所606万1千円、幼保統合施設海陽保育所分1063万2千円、教育費では認定こども園分1063万2千円、海南文化館分2800万。

委員より、LEDの耐用年数はとの問い合わせに、メーカーとしては耐用年数8年から10年で、一般的には15年以内に交換することでした。

その他、民生費の主なものは、海陽町在宅育児応援事業補助金52万円。

委員より対象者が14人で1ヶ月1万円の内訳はとの問い合わせに、9月現在の対象者は5人、月齢の到達や保育所入所申し込みなどにより増減するので、延べ52人分を見込んでいるとのことでした。

教育費の主なものは、公民館費の備品購入費120万円は宍喰町民センター3階ホール音響設備の経年劣化など不具合による更新費用、分館修繕費補助金250万円は緊急対応分の修繕費補助金追加、文化振興費74万2千円は、海陽町合併20周年記念事業宝くじ文化公演に係る費用です。

議案第59号、令和7年度海陽町国民健康保険特別会計補正予算については、事業勘定については915万8千円を増額、施設勘定については322万3千円の増額は、宍喰診療所のLED照明に交換する工事請負費でした。

議案第60号、令和7年度海陽町後期高齢者医療特別会計補正予算について223万5千円を増額するものでした。

議案第61号、令和7年度海陽町介護保険特別会計補正予算については3547万6千円の増額。主なものは、諸支出金償還金利子及び割引料3513万8千円は、前年度分の介護

給付費負担金等の精算により生じた余剰金を国庫等に返還するための補正とのことでした。

議案第63号、令和7年度海陽町海南病院事業会計補正予算について、資本的収入及び支出の収入予算ですが、資本的収入2項企業債3目企業債を180万円追加し、2項繰入金1目繰入金を1万5千円追加するものです。

支出予算ですが、1款資本的支出1項建設改良費3目有形固定資産購入費を181万5千円追加するものです。器具を消毒するガス滅菌機を購入するものです。

概要は以上のとおりで、委員会を午後3時43分に閉会しました。

これをもちまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

## ○東議長

これで文教厚生常任委員会、委員長報告を終わります。

以上で、委員長報告を終わります。

議事の都合により、休憩します。(午後1時59分)

## ○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午後2時09分)

日程第6、一般質問を行います。

通告順により発言を許可します。1番 長江議員。

## ○長江

議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、ふるさと納税についての質問をさせていただきたいと思います。

現在、本町では、ふるさと納税の額が順調に伸びています。最低価格が5千円と設定されておりますが、他の市町村では3千円からという価格設定もございます。返礼品が3割までということで、900円分の返礼品と少額で、なかなか品をそろえるのが大変だと思いますが、ふるさと納税をする方は多くの自治体に分散する方が多く、また、所得の少ない方はふるさと納税できる額も限られてきます。3千円という額は少額ですが、余った隙間を埋めたい方もたくさんいるのではないかと思います。このような方々にふるさと納税をしていただき、商品が良ければリピーターにもなってもらえるし、次回には金額を増やしてくれる可能性もございます。小さな積み重ねも多くの方に納税していただけたら大きな金額になります。そこでこのような少額3千円という返礼品を作るお考えはないか、お伺いをいたします。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

少額返礼品についてのご質問でございますが、本町のふるさと納税では、現在5千円以上の寄附に対して返礼品をお送りしております。昨年度の寄附件数の構成を見てみると、1万円以上2万円未満の寄附が最も多く、全体の50・2%を占めております。さらに1万円から3万円未満で全体の7割を超えており、この価格帯が寄附しやすい水準であると分析をしております。議員がおっしゃるとおり、複数自治体への分散寄附や寄附上限額までの端数調整として、また、所得が少ない方の寄附機会の確保といった観点から、少額寄附に一定のニーズがあることも認識をしております。一方で、ふるさと納税制度の運用におきましては、返礼品割合を3割以下とすることに加えまして、配送料や決済手数料、ポータルサイト利用料、中間事業者への委託料、寄附控除の事務費などを含め、寄附募集に係る費用総額を寄附額の5割以下に抑える必要がございます。少額寄附では、固定的な経費の比重が相対的に高くなるため、現時点では少額の返礼品の創設は難しいと考えておりますが、今後、経費の適正管理が可能なスキームについて検討をしてまいります。以上でございます。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

その送ったり、いろんなことについて経費がかかるということで、なかなか少額のことは難しいということでございます。ふるさと納税が2008年に地方税法の改正で始まって、それで最初、自治体間の競争がすごく激しくて、高価な返礼品が問題視され、2019年から寄附額の3割以下に抑えるようにというふうに定められた制度だと思います。特に、このふるさと納税というのは本当に町にとっても大きな収入になると思います。先ほども言いましたように、そのいろいろ経費はかかると思うんですが、まずふるさと納税をしていただききっかけとして、特に若い世代、寄附できる額も限られております。やっぱり若い世代で、ふるさと納税をしてる方のほとんどがもともとはそこを応援するというのが趣旨でしたが、ほとんどが節税対策、それと魅力のある品物を欲しいということで、ふるさと納税されている方が多いと思います。やはり少額でもまず海陽町のことを知っていただいて、そこから良い物だなということで伸ばしていくというのも一つの手じゃないかと思いますので、できる

だけ、他の町村も3千円からという少額でやってるところもありますので、できるだけそういう方をやはり取り込んで、できるだけその人数を増やす、リピーターを増やすというところが大事だと思いますので、その点考えてやっていただけたらと思いますが、いかがですか。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

おっしゃるとおり、若い世代の方については寄附できる上限額も限られていますので、少額の寄附というのは、その方たちにお試しで寄附をしていただくという部分では有効であると思います。先ほども申し上げましたが、全体的な寄附を抑えていくというふうなことも、やはり全体のふるさと納税の制度に乗っていくというところで必要なことでございますので、例えば、その経費の割合が抑えられるデジタル返礼品など、そういったところから検討も進めていきたいと考えております。以上でございます。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

今、デジタルのふるさと納税も考えていただけるということで、やはりできるだけ多くの方にやはり海陽町の良いものを知ってもらうということが一番大事だと思いますので、そこからやはりリピーターを増やしていくと。ふるさと納税も結構口コミで広がっていくこともありますので、物が良かったら人に紹介していただけるというようなところもあると思います。やはりそういう若い世代がやってくれると、先々までずっとリピーターとしてふるさと納税をしていただけるということもございますので、できるだけ検討して人を増やしていくだけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、美波町の方はふるまちペイということを導入して、ふるさと納税分を町内で使えるようにして観光客の誘致を図っている、このような制度を導入する考えはございませんでしょうか。それから鳴門市ではふるさと納税3.0というものを導入しています。ふるさと納税の方法もどんどん進化して、いろんな形でふるさと納税ができる形が、今現在整っているということで、日々進化していると思います。その進化に対応しながら創意工夫していく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

他の自治体で導入されているふるまちペイやふるさと納税3.0などの取り組みを本町でも導入してはどうかとのご質問でございますが、まず、ふるまちペイをはじめとする寄附者が当該地域を実際に訪れて利用できる電子クーポンにつきましては、地域の魅力を直接体感いただけることから、交流人口や関係人口の創出に資するものであると認識をしております。本町におきましても、ふるさとチョイスのチョイスPayやさとふるのPayPay商品券を導入しております、観光体験や宿泊・飲食など、町内の登録店舗でご利用をいただけます。令和6年度の当該メニューによる寄附実績は8件、37万6千円と、まだまだ利用が少ない状況でございまして、今後、一層の周知強化と取扱店舗の拡大に取り組み、ふるさと納税と地域内消費の好循環の実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税3.0については、地場産品の創出を公募型でクラウドファンディングにより支援する仕組みでございます。本町においては、本年度より、ふるさと納税を原資とする特産品開発事業補助金制度を創設しており、当面は、本事業を軸に事業者の皆さまの商品開発を支援してまいります。このため、現時点でふるさと納税3.0の導入の予定はございませんが、事業の成果やニーズ、先行事例などを踏まえまして、将来的な選択肢として、引き続き検討してまいりたいと考えております。今後とも他の自治体の取り組みやふるさと納税市場の動向について情報収集をし、国の制度改正にも柔軟に対応しながら、寄附の拡大と地域経済の活性化に向け、創意工夫を重ねて取り組んでまいります。以上でございます。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

いろんなふるさと納税の仕方があると思いますので、本当に研究してできるだけ海陽町に多くのふるさと納税がしていただけるように、今以上に伸びるように工夫をしていただけたらなと思います。美波町の方でも、この前の新聞では、職員がやはり寄附額が少ないということで、職員有志が集まってふるさと納税のことを考えるというようなことも取り組みとして、定期的に議論をして行っているというようなことが、新聞にも載っておりました。やはり担当課だけで考えるのではなくて、全庁的に考えて、こういうものがあるんじゃないのかとか、多分、産品についてはもうほとんど出尽くしたようなところもあるのかも分かりません

が、体験型とかいろいろやり方はあると思いますので。それと9月ですかね、9月末で今まで大手のポータルサイトを使っていたポイント制がなくなるということもございます。やはりそういうふうにどんどんどんどんふるさと納税についても、やはり加熱し過ぎたというので、総務省あたりが大分ストップをかけているというようなこともございますので、その辺も考えながらやっていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ふるさと納税については、本当に町長も力を入れていると思いますので、先ほどからの私の質問に対して、これからふるさと納税でどういうふうに考えていくのか、少しお答えをいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長 お答えをいたします。まず海陽町少額のというふうな、少額の寄附の返礼品をというようなことであったんですけども、やはり海陽町は他の自治体に比べてですね、首都圏への郵送料が高いということで、本当は平等ではないところあるんですけども、その辺り非常に難しいところもございます。しかしながら、実はですね、若い世代を取り込む仕掛けとしまして、今海陽町でステーブルコイン決裁でのふるさと納税を可能にするという国内初の取り組みもやっておりまして、これから全国の自治体がまねをしてくるとは思いますが、海陽町も常にアンテナを張って良いものはまねして、また時にはファーストペングンにもなりながら創意工夫をしていっているところです。

現在、海陽町のふるさと納税、徳島県下でも6位、そして市を除く町村では、今一位というふうにもなってきているところでございます。7年前の私の選挙公約としてですね、ふるさと納税を年間1億円、それを財源として町に活力を与えていくと明言をさせていただきました。そして職員さんの頑張りやさまざまな方のご協力によりまして、当初の目標を大きく上回って、就任から昨年度までの7年間で合計8億5000万円を超える実績を上げていただいております。今年度は3億円を目標に取り組んでおりますが、大きな目標でありまして、担当課の頑張りだけでは困難であると思いますので、今年度はさらに町を挙げて取り組みを強化していきたいと思います。議員の皆さん方にも、引き続き、宣伝またご協力をよろしくお願いをしたいと思います。今後も地元企業の活性化と町のPR、そしてさらには歳入アップに努め、それが町の元気につながっていくように、そして個人的には、私の一番の選挙公約でもありましたので、現時点で合計で9億2000万円余りまできておりまして、来年の3月には、就任してから2期の間で11億円以上の寄附金を頂くことができたという実績も

作ることができるよう、これからも積極的に取り組んでまいりたいと思います。引き続き、ふるさと納税を活用して、地元企業がもうかって、町ももうかって、それを原資に住民が元気になり、町が活性化するようなサイクルをつくってまいりたいと思いますので、議員のご協力をよろしくお願ひをいたします。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

本当に全庁挙げてやるということで、やはりこの町税以外のところで、本当にふるさと納税というのは大きな財源となるというか、いろんな事業をするに当たっての財源になると思います。これからも本当にアンテナを広げて、いろんな取り組み、いろんな產品を考えていただいて、できるだけ多くのふるさと納税をしていただけるような工夫をしていっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続いて、防災についての質問をさせていただきます。9月1日は防災の日であり、本町でもさまざまな防災訓練が行われていました。1年前の9月議会で南海トラフ地震情報に関する質問をさせていただきましたが、今回、新聞でも臨時情報の対応として、地域防災計画を見直したかとの調査で、本町は見直す予定であると回答をしております。国や県も想定の見直し等を行うようありますが、本町としては、見直すのは、国・県が見直しを行った後に参考しながら見直しを行うのでしょうか。県の方は、南海トラフ地震の津波浸水の独自想定を9月にも公表するというふうなことも新聞に載っておりました。大体、国・県が出さないとなかなかできないというところもあると思いますが、ある程度、いつ頃できるのか、やはり地震は、津波は待ってくれませんので、できるだけ早く見直しを行っていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○東議長 奥原建設防災課長。

○奥原建設防災課長

はい、お答えをさせていただきます。今年の3月に、内閣府より新たな南海トラフ巨大地震の被害想定が報告をされました。これを踏まえて、徳島県でも、県内の被害想定を見直す作業に入っていると聞いております。本町におきましては、徳島県の被害想定の見直しの報告があり次第、本町の被害想定を早急に取りまとめていきたいと考えております。その上で、

地域防災計画の見直しはもとより、新たなハザードマップの作成、津波避難計画の見直し、津波避難困難地域の再検討、南海トラフ臨時情報発令による事前避難対象地域の再検討、事前復興計画の見直しを行っていきたいと思います。近い将来、南海トラフ巨大地震が発生すると言われている今、本町といたしましても、先に申しましたさまざまな計画の見直しなどを行いまして、総合的な防災対策を構築する際の基礎といたしまして、引き続き、関係機関と連携しながら、防災対策を講じていきたいと考えております。以上です。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

はい、国が3月に見直しを行って、県が先ほど言ったように多分、9月に津波浸水の公表すると。ということは、今年度中には県も見直しを行って、早ければ来年度ですかね、来年度に町の防災計画の見直しが行われるということだと思います。やはり本当にいつ来るか分からぬと言われて南海トラフ地震ですので、できるだけ県の想定が出た時点で、早く見直しを行って、町民にある程度、情報を知らせるということが大事だと思いますので、できるだけ早く見直しを行っていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

その次ですが、気象庁の方が7月24日から津波に関する情報として、新たに欠測というのを追加したそうです。沿岸の観測点で何らかの理由により、津波の観測データが得られなくなっていることを意味するようです。本年の能登半島地震でも観測データが入れなかつたそうです。地盤の隆起や沈下以外にも巨大な地震により、観測点が破壊された場合や観測機器の故障、通信障害など、欠測となる理由はさまざまございます。これまででは沿岸の観測点から正確なデータが来ない場合、テレビなどでその観測点の情報が伝えられることはなかつたので、自分の地域には津波が来ないと判断してしまう懸念がございました。しかし、実際には正確に測れないだけで、津波が来ている恐れがあるので、気象庁は欠測をあえて発表するということで、自分の命を守る行動につなげてほしいとしているようです。この欠測という情報を住民に理解してもらうために周知をする必要があると思うが、どうでしょうか。本当に新たなこういう気象の言葉ですので、やはり住民の方はなかなか理解ができないと思いますので、やはりこれを早く、まずその防災計画を見直す前にこういう言葉があつて、こういう発表があれば、これは津波が来ないんじやなくて、来る恐れがあるんですよということを周知する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○東議長 奥原建設防災課長。

○奥原建設防災課長

はい、お答えをいたします。議員お話のとおり、気象庁はさまざまな理由で観測データが正しく得られない状態である欠測の発表の運用を開始をいたしました。気象庁は、津波の恐れがある地震が発生すると、おおむね3分以内に大津波警報、津波注意報を発表し、沿岸部に設置している津波計で津波を捉えると、場所ごとに観測した時刻と津波の高さを随時、発表をしております。発災した場合、観測施設が被害を受け、通信障害が起きたりして観測できない可能性があります。この欠測を発表することにより、例えば、大津波警報などが発表されている状況で欠測が発表されると、その地点で高い津波があった可能性が高いと判断してもらい、速やかに避難するよう促すことができます。しかしながら、まだ欠測という言葉は浸透していない可能性があるため、今後、広報やホームページなどで住民の方々へ目的や意義などを周知していくとともに、改めて避難行動についても周知徹底を図っていきたいと思います。以上です。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

南海トラフ地震は、やはり今、最大の想定をして被害も大きいということで、やはりこういう観測点が本当に故障したりとか、あるいは観測機器の故障、通信障害が起こる可能性は十分考えられると思います。やはりそのときに、今こういう欠測という情報が出てくると、何メートルとかそういうのが出てこずに、ただ単に大津波警報というような形で、じゃあ何メートルっていうのが出なかつたら来ないんじやないかと住民が安心してしまう可能性がございますので、やはりこういうのが出たらこういうふうな行動をしてくださいというような周知は本当に大事だと思いますので、ホームページあるいは広報等で、できるだけ住民に分かりやすく説明をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから最後なんですが、前回、蓄電池システムの補助の質問をしましたが、最近では蓄電池、大体付けるのに200万とか300万かかるといわれていたのが、工事費、工事不要で電源を差すだけで工事というか、設置がてきて、15万円程度で設備ができるという家庭用の蓄電システムも開発されているようでございます。このようなシステムを利用して、やはり蓄電池の利用を促進できないか、お伺いいたします。ソーラーパネルにしても同じなん

ですが、今まで重たい屋根に乗せるのに、結構重いというので、耐えられないというので、諦めてた方もおられます、ソーラーパネルにしても、本当にパネル式でどんな屋根の形状でも付られると。本当にこれも日々進化していると。で、値段も少し安くなってきているということで、本当に津波対策するにしては、大きな対策だと思いますので、できるだけそういうものを利用して津波対策ができないか、お伺いをいたします。

○東議長 奥原建設防災課長。

○奥原建設防災課長

それではお答えいたします。発災時には、情報収集、それから通信、照明、生活機能の維持、医療などのさまざまな側面から、電気が必要不可欠であると理解はしております。電気があることによりまして、携帯電話などの情報機器が使用でき、家族と連絡を取り合ったり、最新の災害情報を得たりできます。また暗闇の中、灯りがあることによりまして、精神的な不安も解消をされると理解しております。蓄電池の普及促進につきましては必要なことだと考えます。ただ一例として、普及となると購入助成という手段があると思いますが、限られた予算の中で、平等性の観点から、個人への助成制度というのは現時点では難しい選択肢であると考えております。また、津波を前提に考えると、津波区域の方には、発災後は蓄電池が活用できない可能性もあります。そこで、まずは指定避難所などにポータブル電源や蓄電池などの充足を図りまして、発災時の電源確保に努めていくとともに、備蓄品などの整備を行っていきたいと考えております。今後も引き続き、発災後に住民の方々が安心できる環境整備の構築にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

はい。平等の観点からということで、なかなか予算の関係からも難しいということでございますが、今多分、ソーラーパネルの補助金は環境の面からということで、住民課あたりが補助金を出して、ソーラーパネルを設置するという補助金がたしかあると思うんです。そういう付けている方の所へ、この蓄電池簡単なものでございますが、安いものをつけければ、やはり発災したときに、その方の家に近所の方が集まれるとか、簡単な避難所ができるとか、こういうことも考えられると思うんです。で、避難所の方に整備をしていくということで、

やはり発災したときに一番先に復旧しなければいけないライフライン、水とか電気、そういうものでございますので、できるだけ早急にそういうものを整備して、避難所でもすぐに対応できるというようなことで、今後ともやはり命を守ることにはお金が絶対必要ですので、そこを削るということがないように、できるだけ予算を付けてやっていっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○東議長

長江議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。5番 富田議員。

○富田

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

3町合併から20年を迎えるとしているが、その間、上水道料金等は統一料金になりましたが、この農業用水代金は、合併時の申し合わせ事項等により、今現在も料金に区別がなされ、用水代金、電気使用料に格差が発生しております。現状では、旧宍喰地区に至っては、町有林の財産の2分の1で、久保・以西への公共事業費を賄うこととなっている。例えば、馳馬地区は4000万円のうち、2200万円を補助している。他方、旧海部地域の一部、海部川沿岸土地改良区の受益地域では、改良区への負担金を各家割り当て負担している地域、ポンプを設置し、電気料金等を各家割り当て負担を徴収している地域があります。海部川沿岸土地改良区は、受益面積188ヘクタール、組合員数525名が在籍しており、私が聞いた話では、多い農家負担金は年間約20万円もの負担金となっていることであり、平均1軒当たり2万4000円、1反当たり7600円の負担金を組合に支払っております。農家の方々から、旧宍喰農家の人は用水代金が無料であるのに、旧海部地域、海南地域は、用水負担金がかかっているとの声をよく聞きます。上下水道料金も公平に平等になったので、農業用水負担金もそろそろ公平、平等になるように、町が土地改良区に補助金できないか。金額的にも海部川沿岸土地改良区に限っていえば、約1500万円ぐらいで済むと考えるが、担当課長、町長のお考えをお伺いいたします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。既に海部川沿岸土地改良区の方から正式に要望をいただいている案件でございます。本来なら、受益者負担をするものであるというのですが、しかしながら、合併してから20年が経って、同じ町で格差があるというのでどうにかしてほしいということございました。税金を使うのですから、個人給付のようになって、他の住民と不公平にならないように、今後の海陽町の農業政策の一環として幹部の方と協議を重ねておりますので、予算が出た際には後押しをしていただけますように、よろしくお願いをいたします。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

先ほどのお話でしたら、幹部との協議をしておるということでいうお話でございますが、この用水の補助の用水代の負担金につきましてはですね、私が思うにですね、町長の方でどういう検討がなるかも分かりませんがですね、全額補助ができないのであればですね、せめて考え方もあるあろうかと思いますが、補助率の3分の2ができないか。それともそうすれば各農家の負担は3分の1で負担が軽減をされます。そして、農業経営上、少しでも役立ち、若い農業従事者にとっても、農業意欲は少しでもやってみようと考える人が今後は増加してきます。農業振興にも寄与してくると考えるので、できるだけ先ほどの前向きなを検討していただくということでございますので、できるならば全額用水代、完喰並みにやっていただきたいとは考えておりますが、それができない場合はですね、何がしかの何で、少しでも補助ができるようですね、考えていただきたいなと思います。それと時期ですね、時期については、多分できましたら来年度の当初予算ぐらいにですね、予算の計上ができるような話し合いができるようにお願いしたいと思うんですが、そこらあたりはどんなんですか。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

先ほどもお話をしましたけれども、今後の海陽町の農業政策の一環としてやっていかないと、個人給付になるようなものでは駄目だと私は思っております。本来なら、同じ料金に合わるのであれば、普通なら高い方に合わすというのが普通であろうかと思いますけれども、これから海陽町の農業どのようにしていくかというような形の中で、農業政策というのをしっかりと目標を掲げる中ですね、その土地改良区の方の要望にもできるだけお答えをして

いけるような形を取っていきたいと今協議をしているところでありますので、もうぜひ予算が出てきた際にはですね、本当にもう議員の一番の後押しをしていただきますように、よろしくお願ひをいたします。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

それではできるだけ前向きにやっていただきましたらですね、農家の方も大変喜んでですね、今後、また放棄地もようけ出てきておるのを開拓してですね、農業をやってみろかという方も出てくると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて、第2点目の質問に入っていきたいと思います。阿佐海岸鉄道は、2024年度決算で経常損失は約9694万円で、2025年決算では経常損失8813万7千円となり、開業以来、約34年間赤字運行が続いております。原因の一因として、DMVの乗客数減少、乗車人員は昨年度2万5511人で、前年度より約5800人の減少を受け、それによりまして、旅客運輸収入は1859万6千円となりました。対前年比81・8%です。約414万円減少となりました。私が今後のことを考えたとき、施設の高架橋の安全防護柵のさび、高架橋の橋脚損傷が発生した場合、今の現状負担割合を早期に見直し、協議の話し合いをしていかなければ、海陽町は、令和9年度以降、大変大きな負担を負うことになります。今の負担割合状況は、徳島県52・6%、高知県10%、海陽町26・10%、美波町0・84%、牟岐町0・42%、奈半利町0・23%です。この奈半利につきましては、昨今もDMVを奈半利まで走らせたいということで、観光目的に走らせております。それで、あと東洋町7・16%です。室戸市0・45%等になっております。特に隣接の東洋町は、海陽町より3・64倍も負担率が低い。開業時はそれでよかったです、約34年間も経過してきているので、令和9年度の時期に向けた話し合いをしていくべきと考えるが、町長のお考えをお伺いいたします。

○東議長 戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

お答えいたします。まず基金の考え方のところで少しお話しさせてもらったらと思います。鉄道安定基金の負担割合につきましては、人口割の率と路線の延長割の率を足したもの割

合と、徳島県側につきましては、当初の出資金の割合に応じた負担率によって計算されております。徳島県・高知県及び負担をいただいている関係市町村と協議を行い、負担金を決定したところでありますて、高知県側につきましては、高知県の東洋町も含め、高知東部の広域の範囲内で取り組みを行っておりますて、高知県の公共交通の取り決めによる負担率をその負担に掛けて算出しているという状況になっております。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

それでですね、先ほども私が申し上げたとおりですね、今まで話し合いをしていかなくってはですね、このままの、今までの率になる可能性が高いです。そういうことで、私もですね、今までもう2回ぐらいですか、全員協議会の場で町長の方にほういうような話し合いの場を持った時は発言して言ってくださいというてお頼みはしてあったと思いますが、それで町長に、阿佐海岸鉄道はですね、県民の足であるので、阿佐東線連絡協議会で見直しの発言をお願いをしております。それでですね、今まで町長の方ですね、この協議会の場でですね、負担の割合の見直しの話し合いはされましたか、お伺いをいたします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。以前にもお話をしたと思うんですけども、室戸市までの延伸のときにですね、いろいろと発言をさせていただいて、それは株主総会とかその辺りでもいろいろと発言をさせていただいて、今、室戸市の方も今までの3倍の金額を出していただいているところでありますので、その都度、その都度、しっかりと発言はさせていただいております。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

今の答弁で、その都度と発言をしていただいているというようなことでございます。それででしたらですね、この発言のした会議の内容をですね、連絡協議会とかほこらの会議で言

うた話の内容についてですね、海陽町の全員協議会でですね、推移とか、ほの状況等が説明をしてもらえますか、どうですか。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

根本的に議員と私の考えがちょっと違うところがありますので、その辺りちょっと説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

阿佐海岸鉄道というのは1988年に第三セクター方式で設立をされまして、旧の宍喰町が約22%余り、そして旧の海部町と海南町が約2%ずつの負担をしてまいりましたけれども、2006年の合併を経て、海陽町が3町分の今大体26%の負担をしているところです。そして設立の当初からですね、2026年までの負担金が、海陽町で総額4億4030万円。そして負担金には起債を充当しておりますので、38年間で実質1億3329万円、年間に直しますと、約350万円余りの負担を年間してきているところでございます。その間、職員の雇用とか、また学生の通学、さらには観光での集客や町のPRなど、海陽町に関しましては、会計年度任用職員さん1人雇うぐらいの金額で、大きな恩恵を受けてきているのが現状でございます。議員のお話の負担金というのは、課長からのお話もあったようにですね、路線の延長割の率で計算をされているということありますけれども、実際に負担をしていただいている14市町村のうち、実際に線路が通っているのが海陽町と東洋町の2町だけでありますし、DMVになってからも、週末の1便をバスモードで走る室戸市を入れて3市町しかございません。さらにDMVを導入してからは、実質、観光路線という意味合いが強くなり、始発駅と終着駅を持つ海陽町が一番恩恵を受けております。そのような状況におきまして、大きな受益を得ている海陽町から負担金の減額を要望するのは到底まかり通るものではないと考えております。実際にDMV導入の折に室戸市までの延伸が決まって、室戸市には負担増をお願いして、今までの3倍ほど金額を出していただいております。今後、奈半利町までの延伸など、沿線が延びて、ほかの自治体も利益を享受できるような構造になればですね、自然と負担金の割合も考慮していくことになろうかと思いますので、そのような考え方だということをご理解をいただければと思います。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

えとですね、今、東洋町の方も運行が走っていないところについても負担金が負ってもらっているというようなお話でございました。今後ですね、室戸の方までも観光目的で走らすというように回数が増えてくると思うんですね、ほの場合、今、基準でいうた分で計算したんですね、大分、室戸市の方は今0・45%です。1%も負担をしておられないです。ほうことにならなければ、大分、負担もしていただかなくてはならないかとは思うんですね。ほうことにならなければ、市町村の方にですね、負担がかかってくると思うんですね、私も前からも言りますようにですね、これ阿佐海岸鉄道の足は高知県民の足でもあり、徳島県民の足でもあるという認識の下ですね、できるだけ県と交渉してですね、強力に徳島県の負担を上げていただくと、徳島県・高知県の負担も上げていただくと。特に高知県ですね、ほの延長を延ばしていくんであればですね、それ相応の負担をしていただかなくてはですね、海陽町の負担が増えてくるということも考えられますので、そこらあたり強力に負担の話し合いの場で発言を積極的にしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○東議長 戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

ご質問にお答えいたします。負担率の見直しのご質問だと思うんですが、阿佐海岸鉄道については平成4年3月26日に鉄道事業を開始しております。開業に先立ち、平成元年から平成3年の3年間にかけ、当初の鉄道経営安定基金が積み立てられました。その後、第二次基金として平成24年度から平成28年度に積み立てを、第三次基金として平成29年度から令和3年度に、また、第4次基金として令和4年度から令和8年にかけて積み立てを行っております。これまで経営安定基金の負担割合については、徳島県・高知県の8対2の割合については、人口割の率と路線の延長の率を足したものの割合で定められておりますが、先ほども申し上げましたが、県及び各市町村の割合については、徳島県側については、その8割の部分について当初の出資金の割合に応じた負担率によって計算されており、各町の負担額を決定しております。また、高知県側においては2割の部分に関し、高知県としての公共交通に係る高知県東部地域での広域的な負担ルールを定めており、阿佐海岸鉄道への当初の出資も含め、その負担配分によって行われており、高知県側については鉄道の沿線には属さない、先ほど町長も言われましたが、市町村についても出資と負担をいただいている状況にあります。DMV導入後、令和4年度からの負担割合の見直しについては、人口割の率とこ

これまでの鉄道路線にバス路線の延長を加えた延長の率で算出し、この二つの率を足したもののが割合で見直しの計算がされております。路線の延長の計算として、DMV導入により、海部駅から阿波海南駅まで、また甲浦駅から道の駅宍喰温泉までの路線延長と、室戸市までの延長距離によって割合を算出されておりますが、現在の徳島県・高知県の割合である8対2に影響を及ぼすに至らない結果となっているところであります。令和9年度の積み立てに向けての協議ですが、最終年度である令和8年度に、徳島県及び高知県のほか14市町村により負担金についての協議を行う予定となっております。負担金の割合については、これまでの人口割や路線延長割の率が基本ではありますが、今後の負担率の見直しについては、公共交通として、徳島県・高知県両県における公共交通としての重要性を踏まえ、強く協力を要望するとともに、負担していただいている関係市町村とは、DMVの運行計画とあわせて協議を重ねていく必要のある重要な案件になる内容となりますので、徳島県を通じて、早いうち、できれば本年度から実施できないか要望していきたいというふうに考えているところであります。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

今、担当課長からるる説明を受けましたが、これさっきの説明ではですね、9年度から話し合いというようなお話が出てきたと思うんです。んで、途中で8年度から前向きにということでございましたが、この話し合いの場はですね、金額の率も決めないかんと思うんですね、ほんと簡単にはなかなか1回で決まるようなもんとちやうと思うんよね。ほやけんに、できるならばですね、この令和7年度まだ期間がありますのでですね、令和7年、8年にかけてやね、話し合いを詰めてやね、何回か回数も持っていたいですね、強力に話し合いをしてもらいたいと思うんですが、令和7年度からとはほこらあたりの話はできないですか。それとまだ返事ももらっておりませんが、町議会の方でほの負担割合の推移とかですね、途中状況とかは全員協議会の場とかほんなんで説明もしていただけるのか質問をしておりましたが、回答をもらっておりませんので、ここのことろ。

○東議長 戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

お答えいたします。見直しに係る工程につきましては、平成元年3月23日に関係市町村で、先ほど説明させていただいております関係市町村で、基金の造成に係る覚書というのを交わしております。それによって先ほどの率の計算方式が定められておりますので、それをもとに今、算定しているということになります。その中で、やはり路線の変更とか、延長また便数の増減によって、その辺りの路線の計算の数字が変わってくるという中で協議されていくものというところになってこようかと思いますので、その辺りの数値を的確に捉えた上で協議していきながら、関係市町村との負担金を協議させていただくということになろうかと思います。

それとですね、もう一つ、それと議会への報告等のご質問だと思うんですが、鉄道安定基金については、先ほどからも少し説明の中ではあるんですが、徳島県・高知県及び14市町村により協議を行っていくこととなります。令和8年度に入ってから基金の取り扱いについての内容が本格的に議論されることになろうかと思います。先ほども説明しましたが、内容については、令和7年、今年度に少し協議の場を県を通じて申し入れてはいこうと思いますが、令和8年度が主体になってこようかと思っております。負担についての方向性や計画案など、議会へは進捗に合わせて必要に応じて報告させていただき、ご意見を伺いつつ、県及び関係市町村と協議を進めていくことになろうかと思っております。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

私としましては負担割合というよりも、次の令和9年度から13年度の基金を積んでいただけるかどうか、そっちの方が心配でありますて、それをお願いするというのが、私は第一であると考えているところです。できるだけ徳島県が気持ちよく出してもらえるように、そしてまた高知県も前向きになってきておりますので、少しでも余分に出してもらえるように、しっかりとそれについては発言をしてまいりたいとそのように考えております。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

ほんならしっかりとですね、発言をお願いいたしたいなと思います。それで私がどうしてこういうことを発言をさせていただいたと考えるのはですね、町もですね、ごみ処理場の新

設工事負担金、し尿処理場建設負担金、郡消防庁舎建設負担金等々、いる予算が今後増加をしてきます。そしてほういうことでですね、見直しができる事項についてはですね、少しでも負担軽減を図るように取り組んで町益になるようしてほしいと思います。

それと、続いてですね、基金残高についてお伺いをいたします。令和7年度見込額であります、残高は8348万9703円の見込みになっておりますが、令和8年度の基金残高見込額は幾らになっておりますか、担当課長にお伺いをいたします。これ見込みで結構です。見込み、はい。

○東議長 戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

令和8年度末の鉄道経営安定基金の見込額についてお答えいたします。令和6年度末の鉄道経営安定基金の残高は1億5969万503円であります。令和7年度及び令和8年度の2年間においては、見込み金額といたしまして、収入として利息収入8万円、高知県側の県及び市町村からの負担金収入の積み立てが2年間で2751万8400円の予定となっています。一方、支出としては、鉄道経営安定化補助金として年間9000万円を計画しており、2年間で1億8000万円の取り崩しの予定であります。以上のことから、令和8年度末の基金残高については約728万円ほどと見込まれております。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

先ほどの担当課長の答弁では、令和8年度の基金残高は728万円というような答弁でありましたね。こういうことでございます。ということは、728万円ぐらいしかあとは残っておりません。それで、先ほども町長もお話があったようにですね、令和9年から13年の間で基金を積んでいかなくてはならないと、ほれは強力に言うていただかなければ困ったもんですね。それでですね、今の話でも出たようにですね、令和8年で728万ぐらいしか基金が残らない。それで、ほういうことありましたらですね、もうは早めにですね、令和8年度の基金積立をですね、しなくてはですね、このDMV自体が運行ができなくなる恐れがあります。それでほういうこともありましてですね、今後の阿佐海岸鉄道の経営安定化に向けてですね、この基金についてもですね、協議をしていかなければならぬと思っておりま

ですが、町長のお考えはどうですか。

○東議長 戎谷觀光交流課長。

○戎谷觀光交流課長

基金の積み立てへの要望となっていくわけですが、関係市町村とか、徳島県・高知県、2県と協議しながら、阿佐海岸鉄道が運営できるように、当初の覚書も含めて協議をさせていただいて、ここの徳島県の南部から高知県東部にかけての交通網が活性化するというか続していくように、その沿線の市町村と手を取り合いながら進めていきたいというふうに考えております。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

それではですね、今の担当課長の答弁のとおりですね、実行に移していただいてですね、運行に支障のないように、早めに話し合いをしていただけたらありがたいなと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を閉じることといたします。

○東議長

富田議員の一般質問を終わります。

議事の都合により休憩します。（午後3時20分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午後3時30分）

一般質問を続けます。4番 佐川議員。

○佐川

議長の許可をいただきましたので、一般質問をします。

まず、1番目の準公金についての質問をします。

最近、準公金という言葉を耳にします。まず、準公金とはという言葉について説明をいたします。準公金とは、法律の定義ではありませんが、地方公共団体の予算には計上されない

団体や住民の密接に関連して職員等が取り扱う金銭であり、具体例として、PTA会費、学校給食費、保育料の一部、自治会費や各種団体の会費で公務員が集金管理を補助するものなどをいいます。以後、この準公金という言葉を使用させていただきます。

今年6月、本庁で職員による住民から集めた金銭の着服という大変残念な事案がありました。この件は、町民の皆さんに大きな衝撃を与え、信頼を損なう出来事であったと思います。全国的にみても、公金や準公金をめぐる不祥事は後を絶ちません。皆さんの中にも新しいところで、今年、徳島県内でもPTA会費の着服といったことが新聞に掲載されていました。準公金は地域の皆さんから預かった大切なお金であり、公金と同じように扱うべき性格を持っていると考えます。そこでお伺いします。海陽町では、準公金には、どのような種類があり、件数や総額などはどの程度ありますか、お伺いします。

○東議長 浦川総務課長。

○浦川総務課長

答弁の前に、議員お話のとおり、職員が町民からの信頼を損なう事案を発生させましたことを、この場をお借りしまして、深くお詫びを申し上げます。

この事案を受けまして、再発防止策の一つとしまして、一般会計などで経理されず、職員が職務として管理する金銭など、議員お話しの準公金を含めた調査と管理方法の見直しを全庁挙げて実施をいたしました。その結果、通帳や現金による町内の公共的団体の金銭管理や町の事務事業に付随する利用者からの使用料、また募金や会費の預かりなど、67件がございました。なお総額に関しましては、短期間の調査であったことや現金が流動的なものであったこともあります。把握はできておりませんが、非常に大きな金額を職員が管理していることに変わりはございません。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

今、答弁をお伺いしましたが、この事案を受けて、管理方法とか、ほの調査をして管理方法とかいろいろ見直しを行って67件もあったということで、そんなに多くあったのかとびっくりしているところでございます。その公金や準公金に関して、過去において、本町も不祥事があったのかどうか、お伺いしたいと思います。もしあった場合は、そのときはどのよ

うな対応をしたのか、お伺いしたいと思います。

○東議長 浦川総務課長。

○浦川総務課長

お答えをいたします。公金や準公金に関しての過去の不祥事としましては、合併後におきましては、平成20年に職員による町消防分団への手当着服が発覚をしております。この当時におきまして、再発防止の対応として、重要なものとしましては、規定をされていなかつた懲戒処分の基準及び公表に関する要綱を策定しまして、非違行為等を行った場合の懲戒処分の基準を、職員に対しまして見える化をしたものでございます。このほか、この不祥事に関しては、支払い伝票での現金支払いに関わるものでありましたので、伝票の複数人の回覧や支払い方法を原則振り込みにするなどの伝票事務の見直しを行ったところでございます。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

過去に、合併当初に不祥事があったということで、そのときに懲戒処分の基準を設け、現金の取扱方法を見直したということですが、その事案にというか、それを基に公金について、町の分というか、町の基準を作ったっていうことですね。町の公金については基準を作りましたが、この今言ってる準公金についての明確な基準や規定はあるのか、お伺いします。もししなければ、そのこと自体がリスクになっていると思います。全国的には既に取り扱いやマニュアルを整備している自治体が増えてきております。準公金には次のような課題があると指摘されています。一つは透明性に欠けやすいこと、二つ目は任意といいながら実際には断りにくいといった任意性の曖昧さ、三つ目は準公金は軽く扱われ、管理意識が低くなりがちなことです。今回のように、地域の方々が1軒1軒集めてくださったお金がたとえ少額でも、着服されれば協力してくださった方々の気持ちは傷つき、もう集めたくない、払いたくないという思いにつながってしまいます。私は、この問題は単に関係者を処分すれば終わる話ではないと考えております。むしろ明確な規定を設け、透明性と公平性のある管理体制を整えることが町民の信頼回復につながり、またそれは職員を守ることにもつながると思います。基準がないまま、個人の裁量に任されれば誤りや不正につながる可能性もあります。しかし、

ルールがあれば未然に防ぐことができ、結果的に職員自身の人生を守ることにもなると考えます。今回の事案を教訓に、本町でもしっかりと基準を設ける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○東議長 浦川総務課長。

○浦川総務課長

お答えいたします。まずは、管理に関する基準があるのかというお話でございます。公金に関しては町の財務規則で定められているところでございますが、議員お話しの準公金に関する管理に関する基準、また規定というものは、現在ない状態でございます。このような不祥事を二度と起こしてはならないためにも防止する制度作りは重要であるとは認識をいたしております。先ほど答弁をいたしました準公金を含めた調査におきましては、管理方法の見直しとして、現金や通帳を事務室で保管しないこと。また通帳と印鑑を別々に保管すること。入出金は複数人で確認することなどを方針に取扱いの見直しを図ったところでございます。これらを踏まえまして、現行の財務規則等の規律の対象外となる準公金の会計処理の適正化と、事故防止を図ることを目的とする事務ルール策定に向けて研究して、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

財務規則を作る、今、公的なお金は振り込みとか、あんまり現金を使わないような方法を取っていると思います。税金にしてもいろんな振り込みにしてもと思いますが、もしほのなんていうか、それ以外に現金で扱わないかん部分については、やっぱりしっかりと管理をして、再発防止に防いでいただきたいと思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。まず、私からも町民からの信頼を損なう事案を発生をさせてしまいましたことを、この場をお借りいたしまして、再度、深くお詫びを申し上げます。本当に申

し訳ございませんでした。

課長からの答弁にもありましたように、内部での取り扱いを見直して、やはり事務のルール策定に向けてもしっかりと取り組んでまいりという方が策でなかろうかと思います。その中で、公金以外に役場職員が預かるのが慣例となっているようなものもかなりありますので、それにつきましても難しいところではありますけれども、双方でやはりもう一度、話し合いをしていただきたいというふうなことも考えております。できるだけ職員に負担を強いることなく、また、それによって住民にもしわ寄せが来ないような妙案がございましたら、ぜひまたその辺りもご提言もいただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

先ほどっていうか、ちょっと前の答弁にもありましたが、事案を受けて調べたところ 67 件の準公金扱いがあるということでしたが、それらがやっぱり防げるよう、早急にルールを作っていただき、職員の予防にもつながり、また職員の仕事の軽減にもつなげられるよう頑張ってもらいたいと思います。できるだけ早くルール作り策定をお願いしたいと思います。

続きまして、第2番目の森林譲与税についてお伺いしたいと思います。質問事項で、森林環境税となっておりますが、森林環境譲与税に訂正したいと思います。

私たちは普段、休耕田とか荒れた田畠といった目に見える農地の問題が注目しがちです。しかし本当に忘れてはいけないのは山だと思います。山が荒れてしまうと、雨を溜める力が落ちて、川の水が一気に増えて激流となり、下流の暮らしを脅かしてしまいます。また下草や雑木が整備されていない山は、イノシシやシカの住処となって、農作物への獣害の原因ともなります。逆に山が元気であれば、川がきれいになり、海も豊かになって、その恵みがまた山に戻っていきます。自然の循環の要は山だと思います。海陽町は、徳島県の中でも山林の保有割合がとても高い町です。森林率は約 90% と非常に高く、また人工林も 75% と非常に高い状態です。そこでお伺いします。質問の順番をちょっと前後いたしますが、まず5番目の質問をしたいと思います。本町には、森林整備計画というものは、今現在あるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

森林整備計画はあるのかとの質問についてお答えいたします。森林整備計画は、森林法に基づいて作成される国の森林総合計画で示されている指針を基に、市町村において策定する計画でございます。5年ごとに作成し、10年を1期とする計画になっております。具体的な内容につきましては、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、また、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法、さらには、森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める長期的な視点に立った森づくりの構想でございます。森林整備計画の策定につきましては、地域に最も密着した市町村が地域の実情に応じて、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林管理を推進することが目的であり、本町におきましても、現在の計画では、平成31年度から令和11年度までを計画期間として策定されているところでございます。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

国の策定を基に各市町村がこの森林計画を行うということで、海陽町にも山がたくさんあるので、地域に応じた森林計画を立てて、令和11年までの策定をしているということで、これを踏まえて在り方のことを質問したいんですが、その前に、海陽町には森林環境譲与税っていうのはどのくらいお金が入ってきているのか、そしてそのお金をどのように使っているのか。令和6年度で、この間、予算の中で満額の1億2000万っていうことをお話ししされてたと思いますが、トータルでどのくらいあるのかっていうのをお伺いしたいと思います。森林環境譲与税の趣旨は、さっき言われたとおり、市町村において策定しておって、間伐等の森林の整備に関する施策と、これは言ってなかつたけど、人材育成とか担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策を充てることとされています。ところが、全国的には人件費や事務経費に使われている例もあるそうです。海陽町では、間伐や枝打ちといった直接的な整備に使っているのか。それとも担い手の育成や森林組合への支援といった間接的な事業に充てているのか。どのように使っているのか、説明をお願いいたします。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

現在、森林環境譲与税として海陽町にはどのぐらいの金額が入ってきているのか、またその使い道についてとのご質問であったかと思いますので、お答えいたします。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度、2019年から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、それから林業従事者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されております。これまで本町に譲与された森林環境譲与税の総額は、令和元年度から6年度までで4億6724万2千円となっております。また先ほど来ておりましたが、令和6年度からは一人当たり年額1000円の森林環境税の課税が始まりまして、譲与税についても6年度から本則によりまして、満額が譲与されるようになっております。令和6年度以降は、原則としまして、毎年6年度決算額の1億2277万2千円譲与される見込みとなっております。

次にその使途、使い道でございますが、主にですね、徳島南部地域の森林整備の加速化を図ることを目的としまして、徳島南部地域森林管理システム推進協議会が設立されております。こちらでは意向調査や森林境界明確化事業、それから放置林環境整備事業を実施しております、その負担金として譲与税を活用させていただいております。また、林業事業体が実施します間伐事業や、作業道開設事業及び高性能林業機械導入事業などに対しまして、町の上乗せ補助金の財源に充てれたりしまして、林業振興事業へ活用しております。さらには、公共施設の木造・木質化事業や木材利用の普及啓発事業に活用しております。これまでの活用実績としましては、ピクニック公園の遊具整備事業でありますとか、移動投票所の機材購入事業、今年度であれば、高校生の居場所づくり事業などとなっております。なお、毎年の譲与税の使途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の第3項に基づきまして公表する必要が有りまして、本町におきましてもホームページにおいて、毎年公表しているところでございます。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

主に南部推進協議会とかに行って、境界明確化とかしているようですが、今も荒野になつ

てる山とかが多いので、そういうのを整備というか、環境、何か境を調べたりするのに使っているということについてよろしいか。木材利用でピクニック公園に現在使用しているということですが、アスレチックじゃなくて、車型の遊び道具があると思うんですが、もうあれもちょっと老朽化してきてているようなので、ここでちょっとその後、あの車をどうするのか、ちょっとお伺いしたいと思います。タイヤとかが取れて、もうちょっと。

○東議長 戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

お答えします。ピクニック公園のDMV型の遊具の件なんですが、当初、製作のときから木材を使うということで、ある程度、ローテーションしていく考えは持ちながら製作した遊具になります。それで今ご指摘のように、一部を破損とかしているやつについては修繕を行うということで、タイヤについてはモニュメントについては付けないという形で、対応していくということで、今進めております。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川 すいません、ちょっとずれますが、そのタイヤのところにボルトが出てると思うんですが、それは撤去しないと危ないと思うので、撤去してほしいと思います。よろしいか。

○東議長 戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

お答えいたします。修繕の指示を出して、今取り掛かるようにしておりますので、はい。直るようになります。

○東議長

佐川議員、質問がそれないよう。

○佐川

分かりました。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

では、修繕された場合は期待しております。

次に、一番最初に計画はあるのかということをお伺いして、計画はあるということで、それを踏まえて森林整備の在り方について質問したいと思います。過去にスギやヒノキの人工林が全国で一斉に植えられました。しかし、手入れの行き届かない人工林は根が浅くて土砂災害を引き起こしやすく、生態系にもあまり良い環境とはいえません。これから森林環境譲与税を活用していく上で、大切なのは、一つには、山の保水力を高めて災害に強い山づくりを進めること。二つ目には、シカやイノシシなど獣害対策につながる環境整備をすることだと思います。多様な樹木を育てて、川や海へとつながる豊かな森をつくっていくことが大切ではないかと思います。本来の自然植生は、シイとかカシを主体とした照葉広葉樹で深く根を張り、山を守ってきました。今後、人工林として手入れをし続けていく山と、本来、植生に移行させて生態系を守るべき山にゾーニングしていく必要があると思います。奥山を豊かに自然を再生することで、農地への獣害を軽減することも考えられます。こうしたことを重視して整備を進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

森林整備の在り方についてどのようにしているのかとの質問についてお答えいたします。森林整備の現状と課題につきましては、森林は、木材生産機能のみならず、国土の保全、水資源の涵養といった多面的な機能を有しております。本町の森林面積は、令和5年3月末現在では、総土地面積の約91%に当たる2万9981ヘクタールあります。そのうち私有林人工林面積が2万1650ヘクタールとなっております。このうちのさらには86%ですね、9齢級以上、9齢級とは1齢級5年なんで45年以上ということありますが、以上の資源的には充実しつつあるんですが、木材需要の低迷でありますとか、生産経費の増高、また労働者の高齢化によりまして間伐を初めとする必要な施業が十分されていない森林が増加しております。今後、これらの森林について、木材生産機能を高度に発揮できるように林業技術体系及び施業実施

体制の整備、また、林道と作業道との連携による路網整備を行うとともに、森林の有する多面的機能の発揮、充実を図るため、質的向上に重点を置いた森林整備を進めることが重要であると考えております。このため林業事業の情報処理、林業施業の機械化の推進及び林業整備基盤である林内路網をさらに整備し、林業事業体の合理的かつ経費の削減等地域林業の活性化を図り、森林整備の推進に努めることとしております。また天然林につきましては、原生的な森林の保全に努め、自然環境林の保護、環境に優しい育成天然林施業の推進など、生活環境の保全機能が発揮できるよう森林の整備を行っていくことが重要であると考えております。森林整備や森林環境の保全は長い期間を要しますが、これら森林整備の在り方の実現に向け、県、林業関係者との連携を一層強化するとともに、森林環境譲与税を効率的、効果的に活用し、未整備林を含めた森林全体を整備することで、林業の振興、活性化に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

これから生活保全整備とか、生活に関連して整備していくということで、ほんでまた機械化して、経費の削減とかを目指していくということをお伺いしました。そのさっき言われた間伐材の、なかなかできないという間伐材の活用についてお尋ねしたいと思います。今現在、間伐をするのは少ないかもしれません、間伐した材木はどのように扱われているのか。またその活用する取り組みは、現在は海陽町ではあるのか。また、町内の木工所が減り続いている今、町産材の利用はどのぐらいあるのか、お教えください。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

間伐した材木などの活用はどのようにしているのか。またそれらを活用する取り組みは。それと町産材の利用はどのぐらいあるのかとのご質問にお答えいたします。

最初に間伐についてちょっとご説明いたします。間伐には大きく分けて切り捨て間伐と搬出間伐の2種類がございます。このうち、切り捨て間伐につきましては、搬出コストがかかり過ぎるため、実施が難しい状況の、搬出が難しい状態の山で扱われて、伐採した木につきましては、そのまま林内に放置されることとなります。一方で、搬出間伐は、伐採した木材

を搬出・販売して利用することを目的としまして、間伐材の価値を高めて林業の持続可能性を高めるための手法となっております。搬出間伐では、伐採された木材の利用方法としては、合板といいまして、今パネルでありますかとか、構造用合板また内装用の化粧合板などの用途によって製造、分類されております。また枝や小径の材につきましては、木質チップとして製紙の材料、木材ボードの原料、また、バイオマス発電の燃料など多様な用途に利用されておるところでございます。

次に、それらを活用する取り組みということで、海陽町では、町産材活用住宅建築推進事業で町産木材を利用して住宅等を建築する方へ補助金を交付することで、町産材の利用促進を図っているところでございます。また、公園遊具の整備や公共施設の建築について積極的に木材を使用し、木材利用の促進、普及啓発に努めているところでございます。

次に、町産材の利用はどのくらいあるのかということでございますが、令和5年度における海陽町の素材生産量（原料となる木材）の生産量でございますが、は1万8271立米ということになっております。なお、その全体についての利用状況、出荷先等につきましては、把握が困難でございますので、町が実施する事業で把握している内容で答弁させていただきます。令和6年度の町産材活用住宅等建築推進事業におきまして3件の活用実績があり、その住宅建築に使用された町産材の使用料は3件合計で44・21立米でございました。また、空き家改修補助金では10件の利用がございましたが、リフォームで利用する材料は主に下地材として利用されるため、1軒当たり1立米から2立米と極めて少量でございます。また、森林環境譲与税が譲与されるようになりますと、公共施設等の木造・木質化についても活用できることから、これまで森林組合や漁協の事務所及び公園遊具等に町産材を使用し、利用促進を図っているところでございます。

次に、現在の流通状況につきまして製材事業者にちょっと聞き取りをしましたところ、年間の町産材の取扱量については、製材事業者さんの取り扱っている年間の総量の全体の20%程度であると伺っております。最近は地元大工さんに依頼して家を建てる方が年々減少しているということで、町産材の町内での利用について取り組みを強化する必要性を感じているところでもございます。今後も町産材の利用促進のため、引き続き公共施設等への活用を行うとともに、使いたいときにすぐ使える材を確保するために、備蓄倉庫の建築等も含めて検討してまいりたいと考えております。さらには、木材需要の多い都市部において、海陽町産材の材を利用してもらえるような仕組みづくりについても取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、議員の後押し、ご支援等をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

今、たくさん答弁をいただきましたが、間伐材に対しては搬出して、チップ材にしてバイオマスに利用していると。それは海陽町ではする施設っていうのは今のところないですよね。ありますか。那賀町とかだったらほの防災用のトイレの何かに活用できるように、木粉を作つていろいろ活用している事例がありますが、海陽町はこのチップにしてバイオマスに利用するとかいうのは、どういう状態で利用されているのか、お伺いします。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

お答えいたします。先ほど私の答弁の中で、枝とか小径の材はそういう用途に使われますという答弁をしたと思うんですが、海陽町産材の材がバイオマスの燃料になっておるということではございませんで、一般的にそういう材料として小径材とかは使われますということで答弁させていただきました。

それから今、町内にですね、バイオマスの燃料をつくる工場でありますとかはないんですけど、那賀町の方ではそういうことが整備されておるようです。発電所につきましては、小松島の方で、津田の方で稼働が始まっているということは承知しております。議員のちょっと聞きたい趣旨として、海陽町でもそういうことを取り組むべき予定はないのかとそういうことでございますか。申し上げますと、バイオマスの方はメリットもたくさんあるんですけど、デメリットもありますて、あとは工場の用地でありますとか、建設費でありますとか、そういうところの額にかかりますので、できればですね、民間の会社とか、そういうところが協力して収支を立てた上でですね、やっていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

町産材についていろいろご答弁いただきありがとうございました。

最後に、今現在、林業に従事している方は現在、町内にどのぐらいいるのか。また新しく林業に従事しておられる人はいますか。最近の林業従事者の数の推移や高齢化率なども教えていただきたいと思います。林業に従事する人たちが安心して仕事を続けられるような環境整備も必要だと思います。町としてどのような取り組みをしているのか、お伺いしたいと思います。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

林業従事者の状況はとの質問についてお答えいたします。

現在、海陽町には森林組合をはじめ、五つの林業事業体がございます。林業従事者数は全体で47名となっております。毎年、県がみどりの要覧という林業統計を公表しておりますが、県内全体としましては、昭和40年をピークに減少の一途をたどり、20年前の平成17年で下げ止まりをみせております。それ以降は多少増加した後、横ばい傾向となっておりまして、この50年間で約5分の1まで減少している状況でございます。近年の町内事業体への新規参入者は林業アカデミー卒業者であったり、他産業からの参入、また女性や外国人であったりいたします。また、受け入れ事業体としても、新たに二つの事業体が事業を開始しているところでございまして、受け皿が増えている状況となっております。しかしながら、林業を取り巻く情勢は厳しく、林業従事者数の減少、高齢化、後継者不足が深刻な問題となっています。森林管理の直接的な担い手である林業従事者を確保していくためには、他の産業と同等以上に魅力ある職場にすることが重要であると考えております。建設業など、他産業からの参入や女性や外国人等多様な人材の受け入れを推進するため、林業事業体登録制度の活用や技術向上の支援など、就業者の育成に努めるとともに、労働強度の軽減を図るため、林内路網の整備、高性能林業機械の導入をはじめ、労働安全の確保、休日制度の導入等、勤務・給与体系の改善も必要であると考えております。森林組合を除く事業体につきましては、少人数で十分な労働力が確保できている状況でないと考えております。今後、各事業体が事業拡大を図るべく、町としましては担い手対策に取り組んでいく必要性を感じているところでございます。また、本町の全林業従事者の平均年齢等の把握はできておりませんが、ベテラン層が退職していく中、新しい事業体の誕生や若手の新規就業者の参入もあるということで、平均年齢だけでいえば、若干の若返りが図られております。しかしながら、やはり業界全体としましては高齢化の進展が予想されますので、事業の持続、継続性を鑑みれば、積極

的に若い従事者を獲得し、ベテランの技術を継承していかなければならないと考えますので、若い方に選ばれる魅力ある職場づくりについても指導監督機関である県と連携し取り組んでまいりたいと考えております。今後は、みらいの担い手育成事業の活用はもとより、労働安全確保のための各種研修の開催、林業従事者用住宅や空き家バンク制度などを利用した住環境の支援などさまざまな施策を講じることで、担い手確保、労働者確保支援を行ってまいります。以上でございます。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

今現在、5団体あって参入してきてくれてる林業の方がいるということですが、林業っていうのはとても大変な危険な仕事でもあり、重労働の仕事です。その今現在いる方を大切にしてほしいと思います。森林組合もいろいろありましたが、今どういう状況になっているのか内容は分かりませんが、今現在いる人、また新しく来る人に対して安心して仕事ができるような環境整備をお願いしたいと思います。

最後に、町長もご自身も林業に携わってこられました。そうした立場から見て、今の海陽町の林業をどのように感じているのか、お伺いしたいと思います。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えいたします。まず、今徳島県の森林の面積というのが31万5千ヘクタールあります、そのうち94%が民有林であります。そしてまた、県の森林面積の約1割を占めるのがこの海陽町であります、この海陽町の森林というのも約8割が民有林です。昔は木材単価が高くて、その収入をもとに自動的に山林が守られてきたというのが現状でございました。しかしながら、木材単価が下がって、海陽町はですね、急峻な山が多いえに山林所有者が転々としておりまして、まとまった施業がしにくい山林が多くて、現状の単価では手入れまで回る材価が見込めずに放置されているというのが現状でございます。なかなかその人工林を広葉樹にというようなそのようなお話もあったんですけれども、国有林であればそのようにしていけばいいとは思うんですが、やはり民有林ということで、稼がないがないなかなかその環境まで手が回らないというようなところでありますので、今現在、徳島県の方で森

づくり機構ということができまして、公有林とまた民有林の一体的な管理の実現に向けて、今取り組んでいっていただいているところです。課長からもいろいろ答弁ありましたけれども、その南部の方で今、協議会を作っておりますし、山の相談窓口のハローフォレストというのを作つて、そこでいろいろと意向調査を行いまして、今後、林業事業体によりまして経営管理を委託をしていくというような方向で進んでおります。また、バイオマス発電等々に関しましても、やはり海陽町の材の量ではですね、なかなか民間の方もここにバイオマス発電を建てるというのは非常に難しいというようなことで、やはり発電というのは24時間炉を回さないと、1回冷えると発電効率が非常に悪くて経営ができないというところでありますので、今現状は小松島の方に大きいのがありますので、そちらのほうに今持つていってるというような現状でございます。いろいろ話をすると中でですね、一つ備蓄倉庫っていうようなお話をあったと思うんですけども、やはり今現状、町産材が使われていない一番の要因というのは、木材というのは乾燥させてそうでないとなかなか大工さんも使えないというのが現状でありますので、木材をある程度、例えば、4寸角とか、いろいろ使いやすい材、何パターンか決めてですね、それを備蓄をしていくことによって常に乾燥した材が使えたりするようなこともあるかと思いますし、また、災害時には仮設住宅の材としても活用もできるかもしれませんので、今後1億2000万円程度、毎年出てくる譲与税を活用してですね、そのような町産材をこの地域で活用していくけるような、そのようなことも考えていければどのように思っておりますので、またそのときにはですね、議員の後押しもいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

まあ備蓄倉庫を作つて、常に海陽町産の材木が使えるようにしていきたいというお話をありがとうございます。また、森林については課題が山積みされていると思います。林業の衰退で荒廃林地も増えてきているのではないかと思います。それに伴い、山腹崩壊、川の反乱、治水の問題、水質変化などの影響により、サンゴや藻場などの生態系が老化し、漁業の衰退にもつながっていきます。山というのはスパンが長いですが、こうした深刻な課題を明確にし、一つ一つ適正な施策を講じ、森林環境譲与税を有効に活用し、元気な山にしてほしいと思います。よろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

○東議長

佐川議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。（午後4時22分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午後4時22分）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（午後4時22分）

明日12日、金曜日、午前9時30分より本会議を再開いたします。

本日はご苦労さまでした。

左記の会議録を作成し、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。

海陽町議会議長

海陽町議会議員

海陽町議会議員